

令和2年度

# 事業概要

( 計画編 )

長崎県県南保健所

(長崎県島原振興局保健部)

## 1 . 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

### 1 . 1 広報・啓発

#### 1.1.1 広報事業

##### 【事業目的】

- ・地域保健情報を県民に発信し、県民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制の構築を促進する。

##### 【現状と課題】

- ・当保健所のホームページを活用し、保健・衛生・環境等に関する情報を県民にわかりやすく提供する。
- ・メディアを活用し、時機に応じて保健・衛生・環境等に関する情報を発信し、普及啓発等を行う。
- ・広報誌による反応が多い。

##### 【計画】

- 1) ホームページによる情報発信（随時）
- 2) FMしまばら（コミュニティFM）による広報事業の実施（月1回程度）
- 3) 各市広報誌への掲載（随時）
- 4) ケーブルテレビによる情報発信（随時）
- 5) 島原記者クラブへの情報提供（随時）
- 6) 関係機関へのチラシ配布（随時）
- 7) のぼり旗の設置（各種週間期間）

### 1 . 2 地域保健研修

#### 1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

##### 【事業目的】

- ・地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市町職員を中心とした地域保健関係職員、及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

##### 【現状と課題】

- ・地域保健活動をより効果的に実施していくためには、日頃の活動の成果を明確化し、科学的・研究的な視点での検証を実践していくことが重要である。

##### 【計画】

- 1) 必要時、市町職員等地域保健関係者研修を開催する。

### 1.2.2 学生等教育研修事業

#### 【事業目的】

- ・地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

#### 【現状と課題】

- ・長崎県立大学、活水女子大学、長崎国際大学から、実習生を受入れている。

#### 【計画】

- 1) 各大学からの要請を受け、実習生を受入れ予定。

## 2 . 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

### 2 . 1 統計調査

#### 【事業目的】

- ・各種保健医療施策の立案・計画策定に関する基礎資料を得るため、各種衛生統計調査を実施する。

#### 【現状と課題】

##### 1 ) 毎週

- ・感染症発生動向調査  
感染症の発生状況を把握・分析し、情報提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

##### 2 ) 毎月

- ・人口動態調査  
人口、保健衛生及び文化水準の指標及び社会保障の資料を得るため、我が国の人口動態事象(出生、死亡、死産、婚姻、離婚)を定量的に把握する。
- ・医療施設調査(動態)  
医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設を把握する。
- ・病院報告  
病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

##### 3 ) 毎年

- ・国民健康・栄養調査  
国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。
- ・衛生行政報告例  
衛生関係諸法規の施行に伴う衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得る。(年度報・隔年報により実施)
- ・地域保健・健康増進事業報告  
地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市町村ごとに把握し、地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。

##### 4 ) 2年ごと

- ・医師・歯科医師・薬剤師調査  
医療従事者の分布及び就業の実態を把握し、医療行政の基礎資料を得る。(医師・歯科医師・薬剤師の全数について、業務の種別・従事場所・登録年・性別・年齢等)
- ・業務従事者届出調査(保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士)  
各職種の就業状況を把握することにより、今後の従事者確保対策、保健・医療・福祉

行政を推進するための基礎資料を得る。

- ・調理師業務従事者届  
就業する調理師の現状を把握し、研修事業等の円滑な実施による調理師の資質向上を図ることにより、国民の食生活を向上させる。
- 5 ) 3 年ごと
- ・医療施設調査(静態)  
医療施設(病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の従事者数、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
  - ・受療行動調査  
医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。
  - ・患者調査  
医療施設(病院・診療所)を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
  - ・国民生活基礎調査(世帯票等)  
国民生活の基礎的事項(保健、医療、福祉、年金、所得等)を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。  
\* 大規模調査は3年毎。小規模調査は、大規模調査との中間年に実施。
- 6 ) 5 年ごと
- ・社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査、人口移動調査、社会保障生活調査、全国家庭動向調査、世帯動態調査)  
少子化対策や社会保障政策を考察する上での基礎資料を得る。
  - ・人口動態職業・産業調査  
出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業との関連を明らかにし、人口及び厚生労働行政施策などの基礎資料を得る。(国勢調査年に実施)

#### 【計画】(令和2年度実施)

今年度は、新型コロナウイルス拡大防止の観点から中止、及び延期となる調査もある。

- 1 ) 毎週、毎月、毎年の各統計調査
- 2 ) 国民生活基礎調査(大規模調査)
- 3 ) 社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)
- 4 ) 人口動態職業・産業調査
- 5 ) 医師・歯科医師・薬剤師調査
- 6 ) 業務従事者届出調査(保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士)
- 7 ) 調理師業務従事者届
- 8 ) 医療施設調査(静態)
- 9 ) 受療行動調査
- 10 ) 患者調査

### 3 . 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

#### 3 . 1 栄養改善対策

##### 【事業目的】

- ・ 栄養・食生活について専門職の養成並びに育成を図る。
- ・ 地域住民が食生活改善に取り組み健康的な生活習慣を定着させるため、関係機関と連携し支援体制をより充実させる。

##### 【現状と課題】

- ・ 県内には管理栄養士養成施設が3大学あり、公衆栄養学実践活動の場として学生実習を受け入れている。
- ・ 管内の給食施設は253施設あり、個別巡回や集団指導を実施している。食事摂取基準に基づき適切な食事提供ができるよう、施設への指導支援が必要である。
- ・ 専門的栄養指導として、難病支援区分会議等を通じて、対象者の食生活支援を行っている。
- ・ 健康増進法に抵触する不適正表示、栄養成分表示の相談、指導を行っている。経過措置期間終了に伴い十分な周知を行う必要がある。
- ・ 管内市には複数以上の管理栄養士・栄養士の配置がなされている。地域の栄養・食生活改善を効果的に進めるためには、管内で課題共有、業務検討を行うことが必要である。
- ・ 食生活改善推進員の県の総会及び研修会において県全体の活動方針を確認し、活動状況などの情報収集を行っている。また、市からの要請に応じて情報提供を行っている。

##### 【計画】

- ・ 管理栄養士養成施設保健所実習の受入れ（2回）
- ・ 給食施設の個別巡回指導は社会福祉施設、事業所、寄宿舍を重点的に実施。
- ・ 重点施設(社会福祉施設、事業所、寄宿舍)対象の研修会の実施（1回）
- ・ 専門的栄養指導の実施(随時)
- ・ 栄養成分表示についての相談対応
- ・ 市栄養士等業務検討会の実施（1回以上）
- ・ 食生活改善推進員活動、組織育成への支援（随時）

## 3.2 食品衛生対策

### 3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

#### 【事業目的】

- ・食品関係営業施設の監視指導及び製造又は販売されている食品等の検査を実施するとともに、HACCP 導入施設の拡大を図ることにより、県内で製造・販売される食品の安全性を確保し、食中毒等の健康被害の発生を防止する。

#### 【現状と課題】

- ・令和元年度末の許可施設数は平成30年度末と比較すると1.8%減少している。
- ・多くの観光客や修学旅行生が訪れる温泉観光地(島原、雲仙、小浜)を有し、大型の宿泊施設が多い。
- ・日本有数の手延べそうめんの産地であり、めん類製造施設が多い。手延べそうめんは重要な県産品の一つである。
- ・令和元年度長崎県衛生優良店選定施設：食品営業施設52施設、旅館業施設18施設

#### 【計画】

##### 1) 食品取扱施設の衛生確保

「食品衛生法」、「長崎県食品衛生に関する条例」、「ふぐによる食中毒防止対策要綱」等に基づく許可または届出があった営業施設並びに給食施設等に立入検査を行い、食品衛生管理運営基準や食品の適正表示の遵守状況の確認並びに必要に応じて収去検査やふき取り検査を実施し、営業者等に対する指導を行い、食品による健康被害の未然防止を図る。また、食品の取り扱い施設・設備ならびに管理運営の優良なものに対して奨励的に表彰する制度を設け、年1回優良店の選定、表彰を行う。

##### 2) 監視指導実施計画に基づく食品取扱施設の監視指導

##### 3) 収去検査実施計画に基づく食品等の収去検査

細菌検査：一般生菌数、大腸菌群数、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ等  
理化学検査：保存料(ソルビン酸)、牛乳・加工乳(比重、酸度)

### 3.2.2 食中毒防止対策事業

#### 【事業目的】

- ・食品の安全性の確保、食品衛生思想の普及啓発を図り、食品による事故を未然に防止する。

#### 【現状と課題】

- ・技術の進歩により、食品は広域に流通し、また、消費者のニーズに合わせ多様化が進み、県民の食品業界や行政に対する食品の安全・安心を求める意識も高まっている。
- ・県内でも有数の観光地が集中し、また、大規模なイベントが開催されることも多い島原半島には、多くの観光客や修学旅行生が宿泊施設や飲食店を利用しており、食品による事故が発生した場合、社会的影響が甚大であり、事故を未然に防止することが強く求められている。

- ・島原半島はナシフグの産地で消費量が多い。ナシフグは、橘湾、有明海及び瀬戸内海（香川県と岡山県の一部に限る）で漁獲されたもののみが販売可能。
- ・令和元年度は管内で2件の食中毒事件が発生した。

### 3.2.2.1 食中毒発生時対応

#### 【計画】

- 1) 食中毒を疑う事案が発生した場合は、迅速な調査、検体収集、検査、分析等を実施し、原因を早期に究明し被害の拡大を防ぐ。

### 3.2.2.2 流通食品の安全性の確保

#### 【計画】

- 1) 食品添加物等の規格基準検査(収去)
  - 対象食品：揚げ麺、容器包装詰加圧加熱食品等(対象品目は毎年変更)
  - 検査項目：成分規格基準
- 2) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査(収去)
  - 対象食品：養殖魚介類、鶏卵、乳、鶏肉
  - 検査項目：抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤、農薬
- 3) 残留農薬検査(収去)
  - 対象食品：県内外産の野菜・果物並びに輸入加工食品  
(輸入加工品は、平成19年度の中国産冷凍餃子の農薬混入事件により)
  - 検査項目：農薬(200農薬) \* ポジティブリスト制度：残留基準がない農薬等を0.01mg/kgで規制する制度(H18.5.29施行)
- 4) むき身ナシフグ(10月～2月)やナシフグの精巢(5月～6月)の毒性検査(収去)
- 5) 麻痺性貝毒検査(買い上げ)：アサリ、カキ
- 6) 生食用カキの成分規格検査及び採取海域の海水検査(収去)
- 7) アレルギー物質検査(表示義務：小麦、そば、卵、乳、落花生、えび、かに)(収去)
  - 対象食品：えび・かに含有の表示がない食品を対象にえび・かに含有の有無を検査する。
- 8) EU向け輸出畜産物(鶏卵)に係る残留物質等モニタリング検査

### 3.2.2.3 食品衛生知識の普及啓発

#### 【計画】

食品の適切な取扱い方法や食中毒の防止方法など、食品に関する安全性確保のための正しい知識の普及啓発を図る。

- 1) 食品一斉取り締まり期間中における県南食品衛生協会と連携した啓発活動
- 2) 県南食品衛生協会が開催する食品衛生責任者講習会及び各種講習会への講師派遣
- 3) 市広報紙への記事の掲載依頼
- 4) 食中毒予防啓発チラシの配布
- 5) 食中毒注意報発令時における関係機関への伝達等



### 3.2.2.4 宿泊施設等における食中毒防止対策

#### 【計画】

重点対象施設： 旅館などの宿泊施設 大規模飲食店、レストラン、弁当製造施設等

- 1) 衛生講習会の開催
- 2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく監視指導、助言を行う。

### 3.2.3 HACCP 手法による衛生管理導入促進

#### 【事業目的】

- ・ 食品衛生法の改正により義務化されたHACCPによる衛生管理手法について、管内業者への導入を図ることで、管内で製造される食品や飲食店で提供される食品の安全性の向上を図る。

#### 【現状と課題】

- ・ 国が定めるHACCPの考え方に基づく衛生管理手法に取り組んでいる施設数が全体の70%程度にとどまっている。
- ・ 管内でのHACCP導入済み施設において、ISOやFSSCなどの民間認証施設や、管轄保健所が評価する「ながさきHACCP」取り組み施設等が少数存在するにとどまっている。

#### 【計画】

- 1) 管内飲食店業者や各種製造業者、販売業者を対象としたHACCP導入講習会を実施する。
- 2) 新規許可申請時や更新許可調査時に対象業者に対し、HACCP導入について指導を行う。
- 3) HACCP導入施設に対し検証を行う。

## 4 . 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に 関する事項

### 4 . 1 生活衛生対策

#### 4.1.1 営業施設の衛生確保事業

##### 【事業目的】

- ・ 旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、興行場の衛生的環境を確保し、事故を未然に防止する。

##### 【現状と課題】

- ・ 営業施設数は、旅館 278、公衆浴場 77、理容所 187、美容所 386、クリーニング所 99、興行場 4、特定建築物 36
- ・ 島原半島は温泉観光地であるため、温泉旅館や公衆浴場が多い。
- ・ 令和元年度長崎県衛生優良店選定施設：  
旅館業 18施設、クリーニング所 2施設、理容所 6施設、美容所 8施設
- ・ 毎年度数件程度、長崎県旅館業法施行条例等の規定に基づく浴槽水の水質検査においてレジオネラ属菌の基準を超過してしまう施設があることから、個別の衛生指導に加え、講習会等を通じて旅館や公衆浴場の事業者の認識を高める。

##### 【計画】

- 1) 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策は、監視計画に基づき立入指導を行うとともに、講習会等により施設の衛生管理の徹底を図る。
- 2) 各営業施設における衛生管理の向上を図るため、監視指導を行う。
- 3) 理容所及び美容所の開設者等を対象に、組合と協力して、施設の衛生管理に関する講習会を開催する。  
目標開催回数：年 2 回

#### 4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

##### 【事業目的】

- ・ 特定建築物の衛生的環境を確保し、事故を未然に防止する。

##### 【現状と課題】

- ・ 特定建築物数： 36施設
- ・ ビル管理法に基づく許可（届出施設）の監視率は高くないため、可能な限り、他法令等で立入を行った際に併せて調査を行う

##### 【計画】

- 1) 特定建築物における衛生的環境の確保を図るため、監視計画に基づき監視指導を行う

#### 4.1.3 遊泳用プールの監視指導

##### 【事業目的】

- ・プールの衛生的環境を確保し、事故を未然に防止する。

##### 【現状と課題】

- ・遊泳用プール数：11施設

##### 【計画】

- 1) プールの安全及び衛生管理体制を維持させるため、監視指導を行う。

#### 4.1.4 水道施設の衛生確保事業

##### 【事業目的】

- ・上水道及び簡易水道等水道施設の衛生管理の確保及び向上を図るため、監視指導を行う。
- ・地下水の硝酸態窒素汚染に対し、「島原半島窒素負荷低減計画」に基づき水道水及び飲用井戸の安全を確保する。

##### 【現状と課題】

- ・地下水が豊富であり、主たる水道水源として利用されているが、一部の地域では硝酸性窒素等による地下水汚染が進んでいる。
- ・上水道施設3施設、簡易水道施設1施設

##### 【計画】

- 1) 上水道、簡易水道の維持管理の徹底を図るため、監視指導を行う。
- 2) 島原半島窒素負荷低減対策の一環として、3市が実施する飲用井戸の硝酸性窒素等の水質検査に協力し、飲用井戸の安全性を確保する。
- 3) また、飲用井戸衛生対策連絡会議(管内3市と県で構成)を開催し、対策の進行管理を行う。

#### 4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

##### 【事業目的】

- ・温泉を保護し、その利用の適正化を図る。

##### 【現状と課題】

- ・島原半島は温泉を利用した温泉旅館や公衆浴場が多い。  
温泉利用許可施設数：94施設
- ・このうち2施設は、平成20年度にセパレーター(ガス分離装置)を設置後、採取許可を得ている。残り1施設は、休止中。
- ・温泉法により義務付けられている10年以内に1回の温泉成分分析を行っていない施設がある。

## 【計画】

- 1) 温泉利用施設へ立入検査を行い、温泉利用基準(温泉成分等の掲示、温泉成分の定期的な分析等)の遵守について指導を行う。

## 4.2 生活排水(浄化槽)対策

### 4.2.1 浄化槽の適正管理推進事業

## 【事業目的】

- ・浄化槽の適正な維持管理を指導・啓発することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
- ・浄化槽管理者への維持管理指導、保守点検の啓発などを行い、管理者による適切な維持管理を促す。
- ・浄化槽保守点検業者への指導及び登録事務などを行い、健全な業者を育成指導する。

## 【現状と課題】

## (1)生活排水の処理状況(平成30年度末現在)

- ・管内の汚水処理人口普及率は、54.1%である(全国91.4%、長崎県80.9%)。
- ・三市別で見ると、島原市45.6%、雲仙市66.4%、南島原市50.4%である。
- ・管内は、下水道等の集合処理施設整備が遅れているため個別処理である浄化槽への依存度が高くなっている。

## (2)浄化槽の設置状況(令和元年度末)

- ・管内の浄化槽設置基数(みなし浄化槽を含む): 17,389基
- ・令和元年度設置届出数: 455基

## (3)法定検査結果(令和元年度)

- ・適正は73.2%、おおむね適正は19.2%、不適正は7.6%となっている。

## (4)法定検査受検拒否状況(令和2年3月末)

- ・管内: 541基(島原市: 376基、雲仙市: 53基、南島原市: 112基)

## (5)浄化槽保守点検業者数(令和2年3月末)

- ・管内: 43業者(島原市: 24業者、雲仙市: 7業者、南島原市: 12業者)

(6)指定検査機関(一財)長崎県浄化槽協会)による法定検査において、不適正と判定された浄化槽(みなし浄化槽を含む)や法定検査受検拒否者に対して、適切な維持管理を実施するよう指導する。

(7)法定検査における不適正の理由には、保守点検業者や清掃業者による管理や清掃が不十分なものが見受けられるため、事業者に対しても適宜指導を行う。

(8)浄化槽管理者に対して浄化槽の適正な維持管理の必要性について指導を行う。

(9)浄化槽の保守点検業者及び清掃業者に対し、法令等の改正について情報提供を行うとともに、浄化槽の適正な維持管理を図るため業者との連携を強化する。

## 【計画】

- 1) 不適正浄化槽に対する指導率  
100%
- 2) 法定検査受検拒否者に対する指導率  
100%

## 4.3 廃棄物対策

## 4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

## 【事業目的】

- ・一般廃棄物（ごみ、し尿等）の適正処理、減量化・再資源化等について市町等に対し、指導、助言等を行う。

## 【現状と課題】

## (1) 可燃ゴミの処理

- ・県央県南広域環境組合：島原市、雲仙市、南島原市(深江、布津地区のみ)  
東部リレーセンター（島原市）+ 西部リレーセンター（雲仙市） 諫早市福田町
- ・南島原市南有馬クリーンセンター：南島原市  
（加津佐、口之津、南有馬、北有馬、西有家、有家）

## (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理

- ・前浜クリーン館：島原市全域
- ・雲仙市環境センター：雲仙市全域
- ・南島原市南有馬衛生センター：南島原市（加津佐～有家地区）
- ・南島原市深江衛生センター：南島原市（深江、布津地区）

## (3) 不燃ゴミの処理

- ・島原地域広域市町村圏組合：島原市、南島原市

## (4) 一般廃棄物処理施設の設置状況

- ・焼却施設 1、最終処分場 1、し尿処理施設 4 の合計 6 施設が設置されている。

## (5) 災害廃棄物の処理

- ・「市町災害廃棄物処理計画」：島原市、雲仙市 策定済み  
南島原市 令和 2 年度中に策定予定

## 【計画】

- 1) 一般廃棄物の適正処理  
一般廃棄物処理施設に対し立入検査を行う。
- 2) 4R・ゴミゼロ事業の推進  
生ごみ減量化地域リーダーや保健環境連合会等の民間団体及び管内市と連携し、資源循環型社会づくりを推進する。
- 3) 災害廃棄物の処理  
「長崎県災害廃棄物処理計画」を踏まえた、「市町災害廃棄物処理計画」の策定

#### 4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

##### 【事業目的】

- ・排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、不適正処理防止の啓発及び適正処理の指導を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

##### 【現状と課題】

###### (1)産業廃棄物処理業者の状況

- ・産業廃棄物処理業者数（令和元年度末）  
   収集運搬業 131（内保管施設有26）  
   処分業 18（中間処理18（最終処分1）を含む。）

###### (2)産業廃棄物処理業者に対し、「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づいた計画的な立入検査を実施し、適正処理を指導する。

###### (3)産業廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見、早期撤去を図るため、産業廃棄物適正処理推進指導員によるパトロールを実施する。

##### 【計画】

###### 1) 産業廃棄物処理業者等の指導

- ・産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し立入検査を実施し適正処理の指導を行う。  
   監視指導目標数 580回
- ・産業廃棄物処理業者に対し廃棄物の適正処理を推進するための講習会を実施する。  
   講習会開催回数 1回

###### 2) 不法投棄防止パトロールの実施

- ・廃棄物適正処理推進指導員によるパトロールを実施し、不法投棄の早期発見・早期撤去を指導する。  
   パトロール目標数 208回

###### 3) 排出事業者に対する啓発活動

- ・排出事業者に対して産業廃棄物の適正処理に関する啓発活動を行う。

#### 4.3.3 PCB廃棄物対策事業

##### 【事業目的】

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の保管状況等届出書の提出指導をはじめ、適正な保管と早期処理に向けた指導を行う。

##### 【現状と課題】

- ・PCB廃棄物の保管（使用）事業所 14事業所  
   （うち、4事業所は高濃度PCB安定器）
- ・高濃度PCB廃棄物の処理完了を目指す。
- ・低濃度PCB含有機器については、令和9年3月までに処分するよう期間延長されたが、保管の長期化による環境汚染の防止のため、延長期限にとらわれず早期の処理完了を目指す。

## 【計画】

- 1) PCB廃棄物の保管状況等届出書の提出指導
- 2) PCB保管(使用)全事業所に対する立入検査(1回/年)
- 3) PCB廃棄物(使用)の早期処分完了
- 4) 高濃度PCB安定器の掘り起こし調査

## 4.3.4 リサイクルの推進事業

## 【事業目的】

- ・建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に基づき再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導を行い生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与する。

## 【現状と課題】

## (1)建設リサイクル法関係

- ・再生砕石へのアスベスト混入防止、家屋を解体する際のフロン含有機器(冷凍機等)の取り扱いへの注意喚起の実施。

## (2)自動車リサイクル法関係

- ・自動車リサイクル業者数(令和2年3月末)  
引取業104、フロン回収業26、解体業7の計137業者(延べ数)
- ・自動車リサイクルシステムによる適切な処理の推進と立入指導

## (3)フロン排出抑制法関係(令和2年3月末)

- ・業務用冷蔵庫等の第1種フロン類充填回収業者数 17業者
- ・平成27年4月1日よりフロン回収破壊法が改正され、フロン排出抑制法と改称。第一種特定製品(業務用冷凍冷蔵庫、業務用空調機器)について、管理者による簡易点検義務、一定規模以上の機器についての専門家による定期点検義務、CO<sub>2</sub>換算で1,000tを超える漏えいがあった場合の国への報告義務が創設された。

## 【計画】

## 1)建設リサイクル法関係

- ・建築部局と合同で解体現場等のパトロールを実施し、分別解体や廃棄物の適正処理の指導を行う。  
合同パトロール回数 2回/年(6月及び10月)

## 2)自動車リサイクル法関係

- ・自動車リサイクル登録業者及び許可業者への立入検査を行い、適正処理について指導を行う。  
監視指導目標数:7業者(解体業者)

## 3)フロン排出抑制法関係

- ・第1種フロン類充填回収業者 監視指導目標数:17業者(監視率:100%)
- ・第一種特定製品の管理者に対して、医療監視時、水質汚濁防止法に基づく特定事業場への立入調査時に簡易点検・定期点検義務について周知・指導を行う。

#### 4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

##### 【事業目的】

- ・不法投棄や違法焼却の早期発見及び巡回パトロールによる未然防止を図る。
- ・不法投棄物の早期撤去に向けた改善指導及び違法焼却の再発防止の徹底。

##### 【現状と課題】

- ・廃棄物適正処理推進指導員(警察OB)2名を含めて、産業廃棄物処理業者への立入検査及び管内パトロールを実施することにより廃棄物の不適正処理の未然防止に努めている。
- ・不法投棄や不適正処理の一層の改善に取り組むため、監視体制強化、困難事案の解決、不法投棄の未然防止措置、関係機関との連携強化が重要である。

##### 【計画】

- 1) 環境月間(6月)に市及び警察と連携した不法投棄合同パトロールの実施
- 2) 産業廃棄物処理業者に対する定期的な立入検査の実施
- 3) 定期的不法投棄パトロールの実施

#### 4.3.6 レジ袋有料化対策

該当なし

#### 4.3.7 市町保健環境連合会活動支援

##### 【事業目的】

- ・生活環境改善運動及び健康増進運動の推進等の活動をとおして、温暖化などの地球規模の問題から、身近なごみの問題まで、私たちを取り巻く環境に関する県民の関心と理解を深め、「環境にやさしい長崎県」の実現を目的とする。

##### 【現状と課題】

- ・市保健環境連合会との連携を強化する必要がある。

##### 【計画】

- 1) 各市の保健環境連合会が実施する事業への支援

## 4 . 4 環境保全対策

#### 4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

##### 【事業目的】

- ・有明海・橘湾の海域及び同海域に流入する河川、海水浴場などの公共用水域並びに地下水の水質汚濁状況を監視する。



## 【現状と課題】

### (1)公共用水域(海域・河川)

海域（平成30年度調査結果）

- ・COD（化学的酸素要求量）については環境基準を達成していない地点がある。
- ・全窒素、全燐については環境基準を達成していない地点がある。
- ・カドミウム等の健康項目については全地点で環境基準を達成している。

河川（平成30年度調査結果）

- ・BOD（生物化学的酸素要求量）については全地点で環境基準を達成している。
- ・大腸菌群数については環境基準を達成していない地点がある。
- ・カドミウム等の健康項目については全地点で環境基準を達成している。

### (2)地下水（令和元年度調査結果）

- ・定期モニタリングを実施している17地点中、8地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しており、県内の他地域に比べると高値。その他の項目は環境基準の超過なし。

### (3)海水浴場（令和元年度（遊泳前）調査結果）

- ・水質調査結果は前浜・白浜海水浴場ともAA判定でいずれも「適」に分類されている。県内の海水浴場は、20海水浴場すべて「適」である。
- ・白浜は全国快水浴場百選（環境省）に選定されている。（県内では9浴場が選定）

## 【計画】

### 1）公共用水域の水質調査：年6回（偶数月）

海域(表層と2m層)：有明海(多比良港、N-4(有明沖)、島原沖、N-10(布津沖)、須川港、口之津港、瀬詰崎沖)、橘湾(加津佐漁港、小浜港)の9地点

河川：有明海流入河川(神代川、土黒川、有家川、有馬川)、橘湾流入河川(千々石川)の5河川

### 2）地下水の水質調査：年1回（9月）

- ・地下水の水質を定期的に監視するため、水質測定計画に基づき17地点の水質調査を行う。島原市(寺町(4)、津吹(1)、御手水(1)、稗田(1)、立野(1)、山之内上(3)、小原上(1))、雲仙市(平江(2)、轟木(1)、野平(1))、南島原市(蒲河浜(1))の11地区17地点

### 3）海水浴場の水質調査：年2回（遊泳前（4月末）と遊泳中（7月末））

- ・海水浴場の水質等判定基準の適合状況を把握するため、水質測定計画に基づき白浜、前浜の2海水浴場の各2地点で、1日2回（午前・午後）の水質調査を行う。

## 4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

### 【事業目的】

- ・大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、健康を保護するとともに生活環境を保全する。

## 【現状と課題】(令和2年3月末現在)

- ・ばい煙発生施設 135施設(電気事業法に基づく施設除く)、粉じん発生施設 25施設、水銀排出施設 5施設 合計 165施設

## 【計画】

- 1) ばい煙発生施設等に対する計画的な立入検査の実施

## 4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

## 【事業目的】

- ・水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することにより公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、健康を保護するとともに生活環境を保全する。

## 【現状と課題】(令和2年3月末現在)

- ・特定事業場 1,018事業場が設置され、うち有害物質使用特定事業場が9事業場、排水基準適用事業場が82事業場(休止等の事業場含む)。
- ・排水基準適用事業場(82事業場)については、排水測定(年1回以上の自主測定)の実施及び測定結果の記録の保存が必要。

## 【計画】

- 1) 特定事業場に対し立入検査を行う。

なお、排水基準が適用される事業場については適宜、排水検査を行う。

監視指導目標数(排水基準適用外)	10m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満	1回/2年
	1m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 未満	1回/5年
	1m <sup>3</sup> 未満	1回/10年

監視指導目標数(排水基準適用)：75事業場(監視率：100%)

- 2) 有害物質使用特定事業場について、立入時に施設の維持管理状況及び定期点検の実施状況を確認する。

監視指導目標数：7事業場(監視率：100%)

## 4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

## 【事業目的】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、健康の保護を図る。

## 【現状と課題】(令和2年3月末現在)

- ・大気基準適用施設 7施設

## 【計画】

- 1) 特定施設に対する計画的な立入検査の実施
- 2) 自主測定結果の報告受理

#### 4.4.5 環境教育関係業務

##### 【事業目的】

- ・管内で行われる環境教育や環境保全活動を行っている団体や学校に対して環境アドバイザーを派遣し、活動の支援を行うことにより、環境保全意欲の増進や環境教育の推進を図る。

##### 【現状と課題】

##### (1)環境アドバイザー制度

- ・派遣申込書は、市が窓口となり、保健所を経由して県環境政策課へ派遣依頼。  
環境アドバイザー制度の利用回数：18回（令和元年度）

##### 【計画】

- 1) 環境アドバイザーの派遣
- 2) こどもエコクラブへの情報提供
- 3) 環境教育活動への参加・支援

#### 4.4.6 公害苦情対応

##### 【事業目的】

- ・典型 7 公害(環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」をいう)の苦情のほか、生活環境に関する「感覚的・心理的」な苦情まで幅広く捕らえ、苦情の発生原因を究明・排除し、地域の生活環境の保全を図る。

##### 【現状と課題】

- ・島原半島は畜産農業が盛んな地であり、家畜ふん尿の不適正処理に伴う苦情が多く、農林部局との連携が不可欠
- ・「騒音」、「振動」、「悪臭」、「廃棄物(一般廃棄物)」に関する市町村との連携

##### 【計画】

- 1) 公害苦情の受理及び迅速な苦情解決
- 2) 公害苦情の整理・報告

#### 4.4.7 地球温暖化防止対策

##### 【事業目的】

- ・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員が実施する各種取組に対する活動支援。

##### 【現状と課題】

- ・管内3市の地球温暖化防止対策協議会と連携した取組
- ・地球温暖化防止活動推進員の確保

## 【計画】

- 1) 市地球温暖化防止対策協議会への参加及び活動支援
- 2) 地球温暖化防止活動推進員の活動支援と人材確保

## 4.4.8 大気汚染情報(注意報等)の発信

## 【事業目的】

- ・大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したとき、その情報を速やかに周知することにより、健康被害の発生を未然に防止する。

## 【現状と課題】

## (1)光化学オキシダント対策

- ・注意報発令準備（1時間値が0.1 ppm以上）
- ・注意報発令（1時間値が0.12 ppm以上）
- ・住民からの被害報告があった場合、保健所で報告受理。
- ・注意報発令地域及び測定局

島原市（島原測定局）、雲仙市（小浜測定局）、南島原市（島原・小浜測定局）

## (2)PM2.5（微小粒子状物質）対策

- ・注意喚起を行う判断基準（日平均値が70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する可能性がある）
  - 早朝（午前5～7時）3時間の平均値が85  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
  - 午前5時から12時までの8時間の平均値が80  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
- ・注意喚起対象地域及び測定局

島原市、雲仙市、南島原市（島原・小浜測定局）

## 【計画】

- 1) 緊急連絡網の整備
- 2) 注意報発令等に関する情報の速やかな周知

## 4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

## 【事業目的】

- ・平成20年4月に施行した「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、世界遺産の候補となっている地区や代表的な文化、自然遺産がある地区でのごみの投げ捨てや屋外での喫煙を禁止し、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを推進する。

## 【現状と課題】

## (1)ごみの投げ捨て及び路上喫煙等禁止地区（管内6地区）

- ・原城跡文化遺産地区
- ・吉利支丹墓碑文化遺産地区
- ・日野江城跡文化遺産地区
- ・神代小路文化遺産地区
- ・雲仙地獄自然公園地区

・仁田峠・池ノ原自然公園地区

(2)廃棄物適正処理推進指導員による指定地区の巡回監視を定期的を実施

【計画】

1) 廃棄物適正処理推進指導員による巡回指導

巡回指導回数：2回/月

2) 定点観測3地区(原城跡文化遺産地区、神代小路文化遺産地区、仁田峠・池ノ原自然公園地区)における廃棄物の重量確認

計量実施回数：1回/年

4.4.10 環境放射線監視

該当なし

4.4.11 島原半島地域地下水汚染対策事業

【事業目的】

・第2期島原半島窒素負荷低減計画(改訂版)(平成28年度から平成32年度)に基づき、各種窒素負荷低減対策を実施することにより、島原半島における地下水の硝酸性窒素等の濃度の環境基準超過地点数を減少させ、最終的には全地点において硝酸性窒素等の濃度が環境基準以下になることを目標とする。

【現状と課題】

・令和元年度定期モニタリング調査17地点中、8地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度が環境基準を超過している。  
・健康影響を防止するための飲用水の安全対策及び良質な地下水の保全のための窒素負荷低減対策を実施する必要がある。

【計画】

1) 飲用井戸衛生対策連絡協議会の開催(事業計画の協議と進行管理)

開催回数：1回/年

2) 飲用井戸の簡易水質検査

管内3市が経過観察を必要とする飲用井戸について簡易水質検査を実施する。

簡易検査件数 おおよそ70地点/年・1回(3市と共同で実施予定)

## 4.5 動物愛護対策

【事業目的】

・「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉を含めた動物愛護管理等を普及する。

## 【現状と課題】

- ・所有者からの犬の引取頭数は前年度とほぼ同数であった。
- ・所有者不明の子犬の引取頭数は依然として多く、県内最多で対策が必要である
- ・所有者からの猫の引取頭数は前年度よりも若干増加した。また、所有者不明の猫の引取り頭数についても前年度よりも増加したため、引き続き、飼い猫の避妊去勢を指導するとともに、飼い主不明の猫について地域猫活動を推進していく必要がある。
- ・犬の譲渡頭数は前年並みであった。子犬については里親希望が多いが、今後、成犬の譲渡も推進していく必要がある。
- ・県内でも大規模な子犬の繁殖販売業者(ブリーダー)が多い地区であるため不適正飼養による近隣からの苦情が発生しないよう、講習会等を通じ指導している

## 【計画】

- 1) 犬・ねこの引取頭数の抑制を図る。
- 2) 譲渡頭数の増加を図る。(有)長崎県畜犬愛護指導協力会及び関係各市と協力して、飼い主不明の犬・ねこの保護を実施するとともに、生存の機会を与えるため譲渡を推進する。
- 3) 動物の生涯飼育及び適正飼育等飼い主の責任と理解を深めるため、関係各市、県獣医師会島原支部と協力して啓発及び指導を行う。また、犬及びねこの引取り相談時における飼い主等に対する適正飼養、繁殖制限措置を啓発する。
- 4) 長崎県動物愛護推進協議会県南支部(支部長：衛生環境課長、委員：開業獣医師、動物ボランティア、各市担当者により構成)の事務局として、動物愛護事業、適正飼養推進活動等の動物愛護活動、および地域猫事業を推進する。
- 5) 動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼い主等への指導。
- 6) 動物取扱業者に対して監視指導を行う。

## 4 . 6 狂犬病予防対策

## 【事業目的】

- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射接種率の向上、野犬・違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及びまん延を予防する。

## 【現状と課題】

- ・令和元年度の管内登録頭数：5,785頭。
- ・狂犬病の発生を予防するには、注射率70%以上を確保する必要があるが、管内注射率がこれに達していない。令和元年度の管内の狂犬病予防注射率は60.5%で県平均を下回っている。数多くの無登録犬、予防注射無接種犬の存在が推測される。
- ・法違反犬の捕獲頭数、咬傷事故数共に減少傾向だが依然として多数の捕獲実績がある。

## 【計画】

- 1) 違反犬増加による事故発生を防ぐため、各市と連携し違反犬捕獲を実施する。
- 2) 登録・注射及び適正飼養について、住民の意識向上を図る。

- 3) 狂犬病発生・まん延を防ぐため、予防注射実施率の向上を図る。
- 4) 犬による咬傷事故が発生した場合、検診を実施する。

## 4.7 乳肉衛生対策

### 4.7.1 食鳥処理場の衛生確保

#### 【事業目的】

- ・「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の規定に基づき、食鳥処理の事業について監視指導を行い、食鳥肉等に起因する衛生上の危害発生の未然防止を図っている。

#### 【現状と課題】

管内の食鳥処理場

- ・大規模食鳥処理場 1 施設
- ・小規模食鳥処理場 5 施設 (2 施設は休業)

特に大規模食鳥処理場において高病原性鳥インフルエンザに感染した食鳥が食用として流通しないよう、適切な対応について指導・確認を行っていく必要がある。併せて、今後義務化となる HACCP の導入についても指導を行っていく。

#### 【計画】

- 1) 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい又は食鳥肉の衛生的取扱い及び従事者の衛生基準遵守について確認、指導を実施する。

### 4.7.2 化製場等の衛生確保

#### 【事業目的】

- ・獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料等の製造における衛生管理の監視指導を行い、公衆衛生の確保を図る。

#### 【現状と課題】

- ・管内の化製場：2 施設 (準用施設 1 施設を含む)

#### 【計画】

- 1) 施設の内外の衛生管理及び汚物の適正処理、昆虫の発生の防止及び駆除の徹底、臭気対策等の衛生基準の遵守状況の確認、指導を実施する。

## 5 . 医事及び薬事に関する事項

### 5 . 1 適正医療確保

#### 5.1.1 医療機関立ち入り検査

##### 【事業目的】

- ・医療法第25条第1項の規定に基づき、病院に対しては国が示した要綱、長崎県立入検査実施要領により立入検査を毎年1回、診療所(歯科を含む)に対しては県が示した要領により医療調査を3年～5年に1回実施し、医療施設における医療の安全を確保する。

##### 【現状と課題】

- ・平成19年の医療法改正で医療安全管理が強化されたが、従来から実施してきた病院立入検査、診療所調査による指導で指針の整備等はほぼ確保できている。今後は、各施設の運用とその体制維持について指導を行う必要がある。
- ・平成26年度より病院及び有床診療所に対しては、医療政策課と合同で立入検査を行っている。
- ・院内インシデント・ヒヤリハット報告制度等の積極的・効果的な活用を促し、医療安全の向上を図る必要がある。
- ・病院 17施設 医科診療所 107施設 歯科診療所 74施設(令和2.3.31現在)

##### 【計画】

- 1) 病院に対して、年1回の病院立入検査を実施する。
- 2) 有床診療所は3年に1回、無床診療所は3～5年に1回の医療調査を実施する。但し本年度は、新型コロナウイルスへの診療所の対応を考慮し、診療所に対する検査を行わないこととする。

#### 5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

##### 【事業目的】

- ・医療法、臨床検査技師等に関する法律、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法に基づいた手続きの遵守。

##### 【現状と課題】

- ・利用者が安心して受診できるよう、違法広告是正に向けた取組も必要である。

##### 【計画】

- 1) 申請事務をとおして、医療施設・施術施設・衛生検査所の適切な運営を指導する。

#### 5.1.3 指定医療機関指定申請事務

##### 【事業目的】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づいた手続きの遵守。



【現状と課題】

- ・申請届出を迅速かつ正確に受理・確認・進達するため、医療法に基づく手続き状況の確認を行い、適切な手続きに努めている。

【計画】

- 1)引き続き、申請届出を迅速かつ正確に受理・確認・進達する。

#### 5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

- ・医師法、歯科医師法、薬剤師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、保健師助産師看護師法、栄養士法、調理師法等に基づいた手続きの遵守

【現状と課題】

- ・免許申請手続き 205件（令和元年度実績）

【計画】

- 1)適正な申請事務の実施。

#### 5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

- ・地域医療安全相談センターを保健所内に設置し、相談員が患者・家族からの医療に関する苦情や心配・相談を中立的な立場で聞き、助言や必要に応じた医療機関への情報提供を行うことで、医療の安全と信頼を高める。

【現状と課題】

- ・多種多様な相談に適切に対応するため、医療等関係機関代表者による地域医療安全相談センター連絡調整会議を保健所に設置し、必要に応じてケース検討や相談傾向の分析・相談員の対応について、協議・検討を行っている。
- ・医療機関における医療安全への取り組みは、医療の進歩と共に、日々変化しているため、定期的な情報提供等が必要である。

【計画】

- 1)地域医療安全相談センター連絡調整会議を開催する。（年1回）
- 2)医療安全に関する研修会を開催する。（年1回）

## 5 . 2 医薬品等安全対策

### 5.2.1 薬機法に基づく監視指導

#### 【事業目的】

- ・医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品の有効性、安全性の確保を図るため、製造業者、医薬品販売業者等に対し、施設の構造設備、管理状況等について監視指導を行うとともに、医薬品の使用適正化を図る。

#### 【現状と課題】

- ・薬事関係施設：497施設
- ・医薬分業の推進(処方せん受取率65.5%(県平均 73.4%))(平成30年10月現在)
- ・医薬品等の販売、管理、取扱等について、効果のある監視指導に努めるとともに、薬機法等関係法規の周知徹底を図る必要がある。

#### 【計画】

- 1) 「医薬品等一斉監視指導」期間、「医療機器一斉監視指導」期間、許可更新時を中心として、監視指導を行う。目標監視指導数：249施設(監視率：50%)
- 2) 薬局の業務内容の変化に伴い、調剤薬局の業務内容や薬剤師の勤務状況等について把握、指導を行う。
- 3) 一般用医薬品販売時におけるリスクの程度に応じた専門家の常時配置、情報提供及び相談対応の環境整備状況について薬局、店舗の立入指導を行う。
- 4) 「薬と健康の週間」、「健康・福祉まつり」等の行事を通して、医薬品の適正使用、医薬分業について啓発を行う。

### 5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

#### 【事業目的】

- ・毒物劇物による事故を防止するため、取扱施設の構造設備、毒物劇物の管理、取扱い状況等について監視指導を行う。

#### 【現状と課題】

- ・毒物劇物関係施設：105施設
- ・毒劇物関係施設における責任者の不在事例や譲渡譲受書の記載漏れ事例等が散見され指導の徹底が必要である。

#### 【計画】

- 1) 「農薬危害防止運動」期間、「医薬品等一斉監視指導」期間を中心に、毒物劇物の管理状況や譲渡手続き等について、販売業者に対する監視指導を行う。  
目標監視指導数：53施設(監視率：50%)
- 2) 「農薬危害防止運動」期間を中心に、講習会等を通して農業用品目の適切な取扱いや販売について指導を行う。  
目標開催回数：年1回(農林水産部主催で実施)

### 5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法に基づく監視指導（不正大麻を含む）

#### 【事業目的】

- ・麻薬等に起因する事故を防止するため、麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料等の取扱施設に対し、取扱い、保管管理状況等について監視指導を行う。

#### 【現状と課題】

- ・麻薬関係施設(123)  
内訳 卸売業者4 小売業者53 病院17 診療所44 動物診療施設5
- ・法令等の認識不足等により、大きな違反（事件捜査等）に繋がる恐れがあることから、麻薬小売業者に対して、講習会を実施する。

#### 【計画】

- 1) 「医薬品等一斉監視指導」期間、医療機関の立入検査時等を中心として、麻薬・向精神薬、覚醒剤原料等の適正使用及び保管管理について取扱施設の監視指導を行う。  
目標監視指導数：86施設(監視率：麻薬卸業者等100%、麻薬診療所等(在庫有り)50%)
- 2) 麻薬小売業者に対する講習会を実施する。  
目標開催回数：年1回

### 5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり（けしの撲滅を含む）

#### 【事業目的】

- ・覚醒剤等による薬物乱用を防止するための社会環境づくりを推進する。

#### 【現状と課題】

- ・県南保健所地区薬物乱用防止指導員協議会の設置：指導員数40名。
- ・県内において、平成29年3月に大麻取締法違反により現役の高校生7人を含む少年9人が乾燥大麻の共同所持により送致される事件が発生するなど、若年層へ大麻を中心とした薬物汚染の広がりが危惧されている。薬物乱用防止について教育機関と連携し若年層へ普及啓発を図る必要がある。  
不正けしの撲滅に向けて、過去に発見された地点を中心に不正けしの早期の発見・抜去に努める。  
不正大麻については、期間中に管内で1件、不正栽培発見があったため、発見された地点を中心に早期の発見・抜去に努める。

#### 【計画】

- 1) 「不正大麻・けし撲滅運動」月間を中心に不正栽培及び自生大麻・けしの発見、抜去に努める。
- 2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、「麻薬・覚醒剤禍撲滅運動」期間を中心として、薬物乱用防止の啓発活動を行う。
- 3) 薬物乱用防止指導員地区協議会を通じて、指導員による薬物乱用防止の組織的な啓発活動を展開する。
- 4) 若年層に対する薬物乱用防止に関する適正な知識を普及するために、学校等における

講習会の実施を働きかける。

5) 薬物相談窓口において相談を受け付けるとともに、正しい知識の普及を図る。

### 5.2.5 献血推進

#### 【事業目的】

・国内で使用される血液製剤を献血により確保するため、献血の推進を図る。

#### 【現状と課題】

- ・令和元年度の管内の献血目標達成率は95.2%で、県内の同達成率88.2%を上回っている。
- ・若年層(16歳から19歳)の人口に占める献血者数の割合は低下しており、将来の安定した血液確保を図るため、若年層の献血協力を求める必要がある。

#### 【計画】

- 1) 「愛の血液助け合い運動」、「はたちの献血キャンペーン」の期間を中心として、特に若年層の献血協力を得るために、献血思想の普及啓発を行う。
- 2) 各市等関係機関と連携協力し、400mL献血の推進、献血協力組織の育成、計画的な献血推進を図る。
- 3) 各市と長崎県赤十字血液センターとの連携や意見交換を図るため、保健所地区献血担当者会議を開催する。
- 4) 各市が開催する献血推進事業や献血協力会に支援を行う。

## 6 . 保健師に関する事項

### 【事業目的】

- ・管内の保健師に対して、資質向上のための保健師業務に係る研修案内や情報提供を行う。

### 【現状と課題】

- ・平成 28 年 3 月「長崎県保健師人材育成ガイドライン」が策定された。
- ・平成 30 年 3 月「家庭訪問における地域保健活動技術マニュアル」が策定された。
- ・平成 30 年 2 月、長崎県組織規則により、福祉保健課の事務分掌に保健師の統括に関することが明記された。また、平成 30 年 6 月、福祉保健課長通知により、長崎県圏域統括保健師配置要領が発出された。

### 【計画】

- ・保健師関係の各種調査や照会への回答
- ・管内各市への情報提供
- ・保健師人材育成ガイドラインに基づく人材育成の実践（OJT）と家庭訪問マニュアルの活用

## 7 . 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

### 7 . 1 地域医療関係

#### 7.1.1 救急医療対策事業

##### 【事業目的】

- ・休日・夜間での救急患者に対応するため、必要な医療体制の整備を推進する。

##### 【現状と課題】

- ・初期救急 2 医師会による在宅当番医制による運営。
- ・2次救急 救急告示病院 5 病院に 1 病院を加えて 6 病院が、半島東側と西側の 2 地域に分かれて 3 病院ごとの輪番制で対応。

1 救急告示病院	長崎県島原病院（島原市）	} 東側
	柴田長庚堂病院（島原市）	
	泉川病院（南島原市）	
2 輪番参加病院	愛野記念病院（雲仙市）	} 西側
	公立新小浜病院（雲仙市）	
	哲翁病院（南島原市）	

- ・県南地域病院群輪番制連絡調整会議

令和 2 年 1 月、輪番病院・消防機関・医師会・3 市の参加により連絡調整会議を開催し、輪番病院等が抱えている問題や課題について協議を行った。

今後も定期的な開催を必要とする。

- ・A E D A E D 設置場所の広報活動を行うことで、救命率を高めることを目的として、9 月 9 日の「救急の日」に合わせ、3 市から情報提供してもらった公共施設における A E D 設置場所情報を県南保健所のホームページへ表形式で掲載している。

島原市のコミュニティFMに電話出演し住民への周知を行っている。

平成30年度から、全国のA E D 設置施設が検索できるよう、県南保健所のホームページに日本救急医療財団のホームページ「全国A E D マップ」をリンクし、住民への情報提供を行っている。

##### 【計画】

- 1 ) 3 市から提供していただいた公共施設に設置されている A E D 設置場所情報を、県南保健所のホームページへ表形式で掲載する。

(注)小児救急医療については、「14.2.1.4小児医療」に別記

## 8 . 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

### 8 . 1 母子保健福祉対策

#### 8.1.1 健やか親子21推進事業

##### 8.1.1.1 母子保健医療推進事業

###### 【事業目的】

- ・管内における母子保健に関する情報を収集、分析、還元することにより、有効かつ確かな地域保健医療対策の確立及び推進を図る。

###### 【現状と課題】

- ・母子保健推進協議会において、児童虐待予防や思春期対策、発達障害児の早期発見支援体制、障害児の療育体制等の現状や課題を共有し、その対策について関係機関と検討してきたが、母子保健事業の殆どが市へ権限委譲され、管内の課題に対する施策の方針や展開を協議する場となりにくくなっていたため平成26年度から休会とし、必要時再開することとした。平成27年度からは、母子保健推進協議会を引き継ぐ形で、母子保健担当者会議及び研修会を実施し、管内各市の母子保健担当者等と地域の現状や課題を共有している。
- ・望まない妊娠などへの虐待予防の取組みや、周産期からの継続した支援を行う為に、医療機関との連携強化が課題となっている。この課題については、8.1.2.2 児童虐待ゼロプロジェクト事業で取り組んでいる。

###### 【計画】

- 1) 母子保健関係者会議の開催(1回)
- 2) 母子保健関係会議(各市要対協等)への参画と情報提供等

#### 8.1.1.2 発達障害児支援体制整備事業

###### 【事業目的】

- ・発達障害児やグレーゾーン児の早期支援に関わる人材の育成を図る。

###### 【現状と課題】

- ・発達障害児(疑いを含む)の早期発見は、乳幼児健康診査の役割であるが、発達リスクの発現率には各市でバラつきがある。
- ・管内全域で5歳児健診及び相談会が開始されたが、実施方法は各市で異なる。
- ・発達障害児支援に関わる地域関係者の資質向上と連携体制を強化することが必要である。
- ・支援者の資質向上を目的に、平成29年度以降は児童発達支援センター職員の指導者が主体となり、発達障害児支援に有効なティーチャー・トレーニングを地域で実施してきたが、令和元年度末に児童発達支援センターが休止となり、インストラクターとして保育士・幼稚園教諭への波及は難しい状況となった。地域で波及できる体制の構築が必要。

###### 【計画】

- 1) 県南圏域児童発達支援事業所等連絡会への参画

- 2) 保育会と連携し、ティーチャー・トレーニングインストラクター養成講座の実施
- 3) 各市の発達相談、5歳児健診等への支援(要請時検討)

#### 8.1.1.3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

##### 【事業目的】

- ・心身に障害がある児童や慢性疾患等がある児童の長期療養に必要な保健、医療、福祉のコーディネートと日常生活に関する相談指導を行うことにより、地域における療育相談体制の確立を図り、もって児童の健全な育成を図る。
- ・慢性疾患をもつ在宅長期療養児及び保護者に対して必要な情報提供・支援を行い、在宅療養のサポートを行い、支援体制の整備を図る。

##### 【現状と課題】

- ・小児慢性特定疾病を受給する児の多くが長期療養を必要とするため、家族は長時間の児の介護を強いられ、心身ともに負担が大きい状態にある。
- ・平成29年度に、小児慢性特定疾病受給者へ、災害の備えに関するアンケートを行い、災害時の自助力を高める働きかけが必要であると分かった。平成30年度は災害に対する備えや災害対策の必要性を認識してもらうことを目的に「災害の備えのためのリーフレット」作成し、令和元年度より新規申請者に配布を開始した。
- ・サポートが必要な児に対し、関係機関が情報共有し連携するためにツールとして「すまいるサポートブック」を作成し、普及を図っている。

##### 【計画】

- 1) 小児慢性特定疾病申請時の面接及び「災害の備えのためのリーフレット」配布
- 2) 所内支援区分会議にて支援方針検討及び必要時に家庭訪問の実施
- 3) 県南地域難病対策地域協議会、連絡会への参画
- 4) 災害時要支援者名簿の更新
- 5) 親の会等自主組織の支援

#### 8.1.2 健やか親子サポート事業

##### 8.1.2.1 思春期保健対策事業

##### 【事業目的】

- ・思春期の健全な母性父性の育成やライフステージに応じた適切な自己管理ができるよう、相談体制を確立するとともに必要な情報の提供を行い、健やか親子21の推進を図る。

##### 【現状と課題】

- ・管内に思春期専門外来を標榜した医療機関はない。
- ・管内に思春期の専門医はおらず、確保が困難である。
- ・地域の社会資源を把握し、関係機関(福祉・教育・民間など)と連携し対応していく必要がある。



## 【計画】

- 1) 思春期専門相談(4・5・7・8・10・11・1・2月 毎週火曜日  
6・9・12・3月 毎週木曜日(祝日・年末年始を除く))
- 2) 思春期相談(随時)
- 3) 思春期に関する媒体の貸し出し

## 8.1.2.2 児童虐待ゼロプロジェクト事業

## 【事業目的】

- ・妊娠から出産後まで、虐待防止の視点から、支援が必要な妊産婦に対して、医療・保健・福祉の切れ目のない支援を行うことで、児童虐待の未然防止に努める。

## 【現状と課題】

- ・平成23年度に長崎県では「児童虐待ゼロプロジェクト」が全市町導入され、産科医療機関と市町の連携による切れ目のない支援が開催された。
- ・管内の取り組みとしては、平成25年度から母子連絡会等でハイリスク妊婦の捉え方、対応の確認が協議された。平成26年度に管内医療機関を対象に「県南地域養育支援体制づくりのためのアンケート調査」を実施し、結果を元に平成27年度には、「半島内の行政連絡先一覧」を作成し、市の担当窓口の明確化と特定妊婦の指標を記載して管内産科医療機関に配布した。平成28年度は、母子保健担当者会議・研修会にて、市及び産科医療機関と特定妊婦の情報提供について意見交換を実施し、医療機関により取組みに差があること、情報提供後の市からの結果の返し方等の課題があげられた。
- ・平成29、30年度は、母子保健関係者会議を1回開催し、市及び産科医療機関と特定妊婦の情報提供や、子育て世代包括支援センター、産後ケア事業の設置状況等について意見交換を行った。
- ・長崎県では、平成29年度から新規事業「妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業」が開始されることとなり、管内でも引き続き妊産婦の切れ目のない支援の推進と市の課題等の整理を支援し、連携体制づくりにつなげていく必要がある。

## 【計画】

- ・8.1.1.1 児童虐待ゼロプロジェクト事業計画と同じ。

## 8.1.2.3 不妊サポートセンター事業

## 【事業目的】

- ・不妊に悩む夫婦等が気軽に相談ができ必要な情報を得ることができるよう、不妊相談体制を確立する。

## 【現状と課題】

- ・平成30年度の電話相談は減少傾向。

## 【計画】

- 1) 相談(随時)
- 2) 周知(市報、ホームページ掲載など)

### 8.1.3 特定不妊治療費助成事業

#### 【事業目的】

- ・不妊治療のうち体外受精及び顕微授精については医療保険の適用外であり、かつ1回の治療が高額であるため、その治療に要する費用の一部を助成することで経済的負担を軽減し、必要な医療を提供する。

#### 【現状と課題】

- ・平成27年度途中から一部助成金額の拡充、及び男性不妊治療も対象に加わり、平成28年度以降は、制度改正に伴い、対象範囲と助成回数が変更となった。平成31年度は男性不妊治療への初回申請にかかる助成の拡充（初回申請の場合は30万円）が開始された。
- ・引き続き住民及び関係者への周知が必要である。
- ・管内3市でも助成事業が実施されており、県の助成制度と市の助成制度を確実に申請者に情報提供していく必要がある。

#### 【計画】

- 1) スムーズな申請事務対応
- 2) 県の助成事業の周知
- 3) 窓口における市の助成事業内容のお知らせ

### 8.1.4 小児慢性特定疾病医療費助成制度

#### 【事業目的】

- ・小児慢性特定疾病の対象児が、安心して療養できるよう支援する。

#### 【現状と課題】

- ・管内の申請は、慢性心疾患、内分泌疾患、慢性腎疾患の順に多い。
- ・平成27年1月1日より児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、事業名称が「小児慢性特定疾患治療研究事業」から「小児慢性特定疾病医療費助成制度」へ変更となった。令和元年7月1日から対象疾病が追加され、16疾患群762疾病が医療費助成の対象となった。

#### 【計画】

- 1) スムーズな申請事務対応
- 2) 新規申請者の面接相談

## 8.2 医療的ケア児支援

#### 【事業目的】

- ・人工呼吸器等を装着している障害児やその他の日常生活を営むため医療的ケアを必要とする児が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児は増加傾向にあるが、地域において医療的ケア児を受け入れる障害福祉サービス事業所、在宅医療等の体制が十分に整っていない。
- ・小児慢性特定疾病受給者への面接相談、訪問支援、個別支援会議等を通じて個別支援を行っている。
- ・各市の第1期障害児福祉計画（平成30年度～）において医療的ケア児に関する協議の場を設置することを掲げており、平成31年度から各市協議の場が設置された。取組状況は市により異なる。

【計画】

- 1) 小児慢性特定疾病受給者への面接相談・訪問支援、個別支援会議への参画
- 2) 県南地域難病対策地域協議会、連絡会への参画
- 3) 各市自立支援協議会（こども部会）、医療的ケア児に関する会議等への参画

## 8 . 3 高齢者保健対策

### 8.3.1 介護予防市町推進事業

該当なし

## 9 . 歯科保健に関する事項

### 9 . 1 歯科保健対策

#### 9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

##### 【事業目的】

- ・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づいた「歯なまるスマイルプラン」推進実現のため、歯科保健対策の推進を図る。

##### 【現状と課題】

- ・管内の3歳児から12歳児のう歯有病者率及び一人平均う歯数は、県平均より高い。
- ・歯周病予防健診の受診率や歯周病への関心の低さが課題となっている。

##### 【計画】

- ・県南地域歯科保健推進協議会の開催
- ・各市、島原南高歯科保健推進協議会への参加
- ・関係団体と連携した普及啓発等事業支援及び歯の衛生週間を活用した普及啓発

#### 9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

##### 【事業目的】

- ・障害児(者)の歯科医療体制の確保及び地域歯科医療での高次機能の補完

##### 【現状と課題】

- ・令和元年度は雲仙市、南島原市で実施。
- ・障害者施設から巡回診療を利用希望する方がほとんどであるため、在宅の障害者に対する巡回診療の周知やニーズ把握を図るとともに、障害者歯科協力医制度の活用について、併せて周知を図る必要がある。

##### 【計画】

- ・管内3市を拠点として実施(11日間)
- ・関係会議やホームページを活用しての事業周知

#### 9.1.3 フッ化物洗口推進事業

##### 【事業目的】

- ・子どものう蝕を低減するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校において、集団によるフッ化物洗口の定着を図る。

##### 【現状と課題】

- ・平成30年度の管内フッ化物洗口実施施設の割合は、保育園83.6%(73施設中61施設)、幼稚園91.7%(12施設中11施設)、小学校100.0%(46施設中46施設)、中学校25.0%(20施設中5施設)である。100%実施となるよう市、関係者へ

の働きかけが必要である。

**【計画】**

- ・ 県南地域歯科保健推進協議会、各市の歯科保健推進協議会、島原南高歯科保健推進協議会等での協議、情報提供

## 10 . 精神保健に関する事項

### 10 . 1 精神保健福祉対策

#### 10.1.1 適正な精神医療の確保

##### 【事業目的】

- ・精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- ・関係機関との連携により、治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行う。

##### 【現状と課題】

- ・管内精神科病院(4か所)では年1回の実地指導にて、3病院で10件指摘事項があった。事故報告はなし。
- ・精神障害者の保護申請通報件数は令和元年度では警察官通報2件、酩酊法1件だった。
- ・障害福祉課のWGで検討された「措置入院者退院後支援の手引き」長崎県措置入院の運用に関するマニュアル」について、「長崎県措置入院者退院後支援の手引き」と「措置解除の事務手続」については令和2年4月1日施行した。円滑な、所内体制を検討、整備する必要がある。
- ・平成30年度に県南保健所地域精神保健医療福祉協議会を設置。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討も併せて行っている。各市の協議の場については(島原市：自立支援協議会を活用予定として検討、雲仙市：自立支援協議会部会を活用、南島原市：自立支援協議会地域移行地域定着支援部会)となっている。各市へ協議の場設置を働きかけ、協議に参画していくと共に当所の協議会と連動した取組推進を行っていく必要がある。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き-2019年3月厚生労働省」に沿って協議を進めており、令和元年度は「生活支援(障害福祉・介護)」について協議を行った。令和2年度は、「保健・予防」について協議予定。

##### 【計画】

- 1) 精神科病院の実地指導(年1回)。
- 2) 医療保護入院、退院届け・定期病状報告の受理。
- 3) 精神障害者の保護申請・通報届出に関する調査、診察等、適切な医療を確保。
- 4) 警察等関係機関と連携しての精神科への受診援助を行い、適切に医療機関につなぐ。
- 5) 長崎県措置入院者退院後支援の手引きに基づき、退院後支援が必要と認められる精神障害者について計画を作成する。
- 6) 精神保健医療福祉協議会の開催(1回)

#### 10.1.2 精神保健福祉相談事業

##### 【事業目的】

- ・一般住民からの保健や医療についての専門相談、関係機関からの対応方法等の相談を受け、適切な対応及び支援を行う。
- ・今年度は、嘱託医を有効活用することで事業内容の充実を図る。

## 【現状と課題】

- ・保健所における精神相談のうち、電話相談(H30:1457 R1:1417)、面接相談(H30:375 R1:271)で、どちらもH30年度と比べ減少した。相談内容は受療相談や依存症などの相談が近年増えてきており、当事者・家族のつどいへの参加の促しや医療機関への紹介やつなぎなどの対応も増加している。
- ・専門相談は、事業の周知と併せ訪問・相談活動等を通して、必要な人が利用できるよう支援していくことが必要。

## 【計画】

- 1) 精神相談(随時)
- 2) 精神科嘱託医による専門相談(火曜日または木曜日(祝日・年末年始を除く))
- 3) ケース検討会の開催(必要時)
- 4) 相談窓口の周知

## 10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

## 【事業目的】

- ・精神障害者の地域移行や精神科病院退院後の地域定着を推進するため、地域社会での生活を円滑に続けていけるような援助や地域関係機関とのネットワークづくり等体制整備を行う。
- ・ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、精神障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、コミュニケーション、文化、スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じてQOLの向上が図れるよう、必要な社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施し、障害者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。

## 【現状と課題】

- ・入院医療中心から地域生活中心への流れを推進し、精神障害者の社会復帰と地域定着を促進していくことが必要である。
- ・管内には4つの精神科病院があり、精神科病床数は604床(R2.3.31現在)である。
- ・平均在院日数は、全国平均268日、県平均351日に対し、管内は620.5日と高い(H29年)。事業の取り組み当初(H15)の936.6日からすると減少傾向ではあるものの、圏域別にみると県内最下位である。
- ・入院期間は1年以上が7割を超え、うち1年以上5年未満が約33%、5年以上10年未満が約16%、10年以上が約24%である。年齢別に見ると、40～65歳未満は32%、65歳以上が65%と高齢化している(H30.6.30現在)。
- ・障害福祉サービス事業所などの地域生活支援体制整備は進んでいるが、各市における地域移行・地域定着に関する協議の実施状況には差がある。
- ・令和元年度は県南圏域地域移行・地域定着支援担当者会議の中で「多職種における退院支援の連携」について協議を行い、困難ケースへの地域関係者と医療機関の連携強化が必要であるとの課題の共有が図られた。
- ・平成30年度からは、精神障害者にも対応した地域包括システムに係るワーキンググループ

ブが立ち上げられ(県)、保健所担当者も参加し構築に係る評価指標の作成を行っている。次年度も引き続き指標作成と活用へ向けての取り組みを行っていく必要がある。

- ・島原半島精神保健福祉大会は、平成23年度から家族会が主体・各市がサポートという役割で開催するスタイルに変わった。平成25・26年度は、島原市の家族会である湧水会の休会で実施されないまま経過していたが、平成27年度からは家族会と各市の輪番制で実施することになった。令和2年度は、島原市内の会場で県の精神保健福祉大会と合同で開催する予定である。

#### 【計画】

- 1) 精神障害者地域移行・地域定着促進のため関係機関の連携ツールの作成へ向けた検討。
- 2) 自立支援協議会への参画
- 3) ピアサポーターの活用促進
- 4) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る評価指標の作成と活用への取り組み
- 5) 地域自主組織・自助グループの支援  
精神保健福祉大会(県と合同開催)に実行委員会への参加と大会従事  
各種自助グループの支援(必要時)
- 6) 各種サービスの紹介・窓口の周知  
県南地域精神保健福祉社会資源ガイドの更新・配布

#### 10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

##### 【事業目的】

- ・高次脳機能障害と診断された人(疑いを含む)に対し、長崎県高次脳機能障害支援センターと連携し、支援体制整備等を行い、在宅生活支援や社会的自立の促進を図る。
- ・高次脳機能障害の理解に関する啓発や、相談窓口の周知を行い、対象者へ関係機関と協働した支援を目指す。

##### 【現状と課題】

- ・県南地域における65歳未満の高次脳機能障害者年間推定発症数は約11～13名。(長崎県高次脳機能障害支援対策検討事業実態調査報告書2006からの推計値)
- ・市報等を活用した周知活動や関係機関と協働したケース支援を通し、地域の相談窓口として保健所の存在は少しずつ浸透してきている。高次脳機能障害については継続した周知活動が必要である。
- ・高次脳機能障害者は自分の障害を認識することが難しいという特徴がある。社会的行動障害や病態失認に関する相談ケースの中には、適切なサービスや支援に繋がりにくく周囲の人間と摩擦を生じるケースや、家族力が弱いケースも少なくなく、関係機関と連携して継続的・重層的な支援が求められる
- ・長崎県内に、高次脳機能障害者の専門的リハビリテーションを実施できる障害福祉サービス機関がないため、管内のケースにおいても他県でサービスを受けているケースがある。
- ・現役世代の方の受傷が多いため、家族支援や復職支援等、総合的な支援を関係機関と連携し行う必要である。



## 【計画】

- 1) 関係者と協働した支援
- 2) 相談窓口の周知

## 10.1.5 自殺対策推進事業

## 【事業目的】

- ・平成29年度に策定された「第3期長崎県自殺総合対策5ヶ年計画」に基づき関係機関と連携した取り組みをすすめ、あわせて研修会や講座を開催し、人材育成や普及啓発を図る。
- ・自殺実態について新しいデータ等を集約し、県南地域の自殺対策の検討を行い、管内自殺者数の減少を目指す。

## 【現状と課題】

- ・自殺者は、高齢者層と生活困窮者(無職)、働きざかりの男性層が多い。自殺者数は、直近の5年間では、16~35人で増減を繰り返しており、予断を許さない状態である。
- ・管内の人口10万対の自殺率は、平成26~30年は島原市16.2、雲仙市20.5、南島原市14.3(地域自殺実態プロフィール2019)。
- ・管内では平成25~29年中の19歳以下の自殺率は全国平均と比べると高いため、今後、若年者を対象とした取組強化は必要である。
- ・様々な分野の機関が連携・協働して自殺対策事業を展開していく必要がある。
- ・平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自治体ごとに地域自殺対策計画の策定が義務づけられた。管内では令和元年度までに全市で計画が策定され、市の地域自殺対策計画に基づいた施策(事業)に関する後方支援を保健所でも行っていく。

## 【計画】

## 1) 体制整備

管内市自殺対策担当者会議の開催(1回以上)及び管内市自殺対策担当者との個別協議(随時)

精神疾患のある住民への対応法や精神科救急の連携をテーマとした研修会の開催(1回以上)

## 2) 人材育成・普及啓発

中学生生徒・保護者・教員等を対象にした「SOSの出し方教育」「SOSの受け止め方教育」の取り組みのための事前聞き取り調査(1回以上)

自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)における報道機関、関係機関への情報提供・チラシ配布

出前講座(要請時)

## 10.1.6 ひきこもり対策推進事業

## 【事業目的】

- ・ひきこもり当事者及び家族等の身近な相談・支援体制を整備することにより、家族のこ

ころの安定とひきこもり当事者の自立を推進する。

- ・地域の関係者が、ひきこもりに対する正しい知識を習得し、関係機関が連携し支援できる体制を目指す。

#### 【現状と課題】

- ・ひきこもりの相談として受けるが、相談を受ける中で該当しないものも多い。ひきこもりに関する相談窓口周知について、市広報誌掲載等の工夫が引き続き必要である。
- ・家族からの相談が大半を占めている。ひきこもり当事者は、相談や治療・支援の場から最初から繋がることは少なく、また、個々の置かれている状況やひきこもりの年数も異なるため、個別支援についても検討していく必要がある。また、解決に時間を要するため、家族が疲弊しないように支援していく必要がある。
- ・家族のつどいは、家族が主体となって情報を持ち寄り、家族の関わり等について意見交換や情報交換を行っている。また、参加者の意向を聞きながら、必要時情報提供等を行っている。

#### 【計画】

- 1) 相談(精神保健福祉相談の窓口で対応)
- 2) ひきこもり家族教室(つどいを含む)(4回)
- 3) ひきこもりに関する情報発信
- 4) ひきこもりに関する研修会(1回)

### 10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

#### 【事業目的】

- ・精神科救急患者や身体合併症を有する患者への適切な医療の提供を図るための体制を確保する。

#### 【現状と課題】

- ・県南圏域精神科救急医療連携検討会を県南地域保健医療対策協議会の専門部会として平成26年度に設置し同年度1回、平成27年度1回開催した。
- ・協議内容は、県南圏域の自殺企図・薬物過量者のほとんどが一般急性期の医療機関に搬送されていること、全国的なデータでも、自殺企図例のうち、42%に過去の自殺企図があることから、テーマを「自傷行為・自殺未遂者の救急搬送における受け入れの課題と対策」とした。
- ・精神科医療機関においては精神科の症状が独特であり、他科との積極的な連携が重要であるが少ない人数では限界がある。
- ・救急隊では病院の手配に苦慮している。管外への搬送も多い。
- ・一般救急と精神科医療や医療と消防の連携の溝を埋めるための対策や各職域における「正しい知識とつなぎ」の意識を構築するための取り組みが必要である。
- ・平成29年度以降は、症例検討(グループワーク)を導入し、関係機関同士の連携について検討している。
- ・二次救急医療機関等・精神科病院(計10箇所)に対して、自殺未遂者に関する支援について、アンケート調査を実施した。その結果、二次救急医療機関からは自殺未遂者が入院

した場合どのような関係機関と連携をとればよいのかわからない、緊急時や夜間の相談窓口が必要との意見が示された。精神科病院からは、夜間・休日に連携の窓口となるスタッフが不在のことが多いとの意見もあり、連携に関する課題が浮き彫りになった。引き続き圏域の関係機関の連携強化に向けた取組を行いながら、医療スタッフや住民サービスに対応する職員を対象にして、精神疾患の知識や対応法を学ぶ場を確保する必要がある。

#### 【計画】

- ・精神疾患のある住民への対応法や精神科救急の連携をテーマとした研修会の開催(1回以上)

### 10.1.8 依存症対策総合支援事業

#### 【事業目的】

- ・依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の構築・整備

#### 【現状と課題】

- ・保健所への相談は、精神疾患に依存症を合併した方の相談が多い。ギャンブル相談は種別のほとんどが、ぱちんこ・スロット。
- ・アルコール依存症やギャンブル依存症者への支援に関して、内科系医療機関や地域包括支援センター、市等の支援者からの相談も増加しており、支援者への技術援助の必要性も高まっている。
- ・令和元年度、「ギャンブル依存症に悩む家族のつどい」が発足した。管内にある断酒会は会員の高齢化が進んでいる。相談対応の中で必要に応じ、自主組織の活用を図る必要がある。
- ・依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関等の医療機関との連携、地域自助グループへのつなぎなど依存症対策支援ネットワーク整備・強化が必要である。

#### 【計画】

- ・当事者・家族支援（精神保健福祉相談の一環として対応。必要時 SAT-G、CRAFTを用いたプログラム実施）
- ・普及啓発（ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組、講演会及び相談会の開催、研修会等の講師対応）
- ・ギャンブル依存症に悩む家族のつどいの活動支援（月1回）

## 1 1 . 治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病により

### 長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

#### 1 1 . 1 難病対策

##### 1 1.1.1 難病患者地域支援対策推進事業

###### 【事業目的】

- ・ 難病患者・家族の生活の質の向上を図る。
- ・ 難病患者・家族を支援する関係機関との連携を強化する。
- ・ 地域の難病患者の療養支援体制を整備する。

###### 【現状と課題】

- ・ 難病の中でも特に神経・筋疾患については新規申請時に面接、訪問等情報把握を行い、所内にて支援方針の検討、関係機関との連携を図っている。特に病気の進行が急速に進み在宅療養サービスの調整が必要となる筋萎縮性側索硬化症患者や在宅療養が長期に渡る人工呼吸器装着患者を中心とした個別支援の充実が必要である。
- ・ 筋萎縮性側索硬化症の患者を中心に、関係機関との支援方針の計画や評価を行っている。
- ・ 個別支援を行うことで見えてくるさまざまな問題から地域における難病患者在宅療養支援体制の構築のため、県南地域難病対策地域協議会、連絡会を開催し、難病患者を取り巻く県南地域の現状・課題を抽出・共有した。今後は、課題を解決するための対策を検討、実施し、地域の難病患者支援体制整備や関連施策への働きかけも必要である。

###### 【計画】

- 1 . 難病患者・家族の生活の質の向上を図る。  
個別支援の充実  
在宅療養支援区分会議：1回/2ヶ月  
在宅療養支援会議：必要時  
訪問相談： による要強力支援～要支援者
- 2 . 難病患者・家族を支援する関係機関との連携を強化する。
  - ・ 管内で実施される関係会議等での情報提供。
  - ・ 必要に応じ、地域の在宅療養サービス（医療保険、介護保険、障害者福祉制度）と連携を図る。
- 3 . 地域の難病患者の療養支援体制を整備する。
  - ・ 難病患者、家族を支援する関係者を対象とした研修会の開催：1回
  - ・ 県南地域難病対策地域協議会、連絡会：各1回

##### 1 1.1.2 特定医療費（指定難病）支給認定制度

###### 【事業目的】

- ・ 指定難病患者の医療費の負担軽減を図る。

## 【現状と課題】

- ・平成27年1月から「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づく新たな医療費助成制度が施行された。対象疾病は、令和元年7月1日から333疾患に拡大している。

## 【計画】

1. 適切な申請事務を行う。
2. 新たな医療費助成制度：特定医療費（指定難病）支給認定申請に関する関係機関等への情報提供を行う。（随時）
3. 特定医療費（指定難病）支給認定申請に関する相談への対応を行う。

## 1 1 . 2 骨髄バンク・臓器移植推進対策

## 【事業目的】

- ・骨髄バンクに関する普及啓発、登録しやすい環境を整備する。
- ・臓器等不全対策事業臓器提供意思表示カードの普及に努め、移植医療の普及啓発事業を推進する。

## 【現状と課題】

- ・保健所での骨髄提供希望者（ドナー）登録受付は、平成26年度1件、平成27年度0件、平成28年度1件、平成29年度0件、平成30年度0件、令和元年度2件と少数である。
- ・10月の骨髄バンク推進月間にあわせて、骨髄バンクに関する普及啓発を行っている。
- ・10月の臓器移植普及推進月間にあわせて、臓器移植の普及啓発を行っている。

## 【計画】

- ・骨髄提供希望者（ドナー）登録の受付（随時）
- ・各種研修会や10月の骨髄バンク推進月間にあわせた骨髄バンクに関する普及啓発
- ・各種研修会や10月の臓器移植普及推進月間にあわせた臓器移植の普及啓発

## 12. エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

### 12.1 感染症対策

#### 12.1.1 感染症予防事業

##### 【事業目的】

- ・感染症の発生予防及びまん延防止のため、関係機関と密接な連携を図り必要な対策を講じる。
- ・感染症に対する正しい知識の普及啓発に努め、公衆衛生の向上及び推進を図る。

##### 【現状と課題】

- ・腸管出血性大腸菌感染症発生が、平成29年度5件、平成30年度7件、令和元年度4件であった。
- ・腸管出血性大腸菌感染症発生に伴う接触者健診としての検便件数は、平成29年度244件、平成30年度209件、令和元年度13件であった。  
今後も引き続き高齢者や乳幼児などのハイリスク集団でのまん延対策、感染症予防を図る。
- ・四類感染症であるレジオネラ症の発生件数が2件あった。
- ・インフルエンザの流行により社会福祉施設から集団発生報告件数は、2件であった。  
引き続き各施設における感染症予防対策を進めていくために、健康教育の実施及び注意喚起を行っていく必要がある。

##### 【計画】

- ・感染症対策協議会の開催(年1回)及び必要に応じた感染症対策を行う。
- ・諸集会等における講師派遣を引き続き実施する。
- ・感染症発生時の迅速かつ的確な対応を行い、2次感染の防止、まん延防止対策を図る。

#### 12.1.2 感染症発生動向調査事業

##### 【事業目的】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条～第16条による施策として、一～五類感染症について一元的に発生情報を収集、分析し情報提供、及び公開を行う。
- ・感染症の発生予防、まん延防止及び適切な医療の提供促進を図る。

##### 【現状と課題】

- ・感染症に係る医師の届出及び定点医療機関から感染症の届出に基づき医師会、各行政機関、学校等(41ヶ所)に感染症情報還元を週1回行っている。
- ・南高医師会、島原市医師会の協力で島原半島のインフルエンザ患者全数把握を行っている。この情報を基に、旧町別に患者数等の分類を行い、医師会、各行政機関、学校等及び県南保健所ホームページにインフルエンザ患者流行状況の還元を行っている。

- ・平成30年1月1日から五類感染症の「百日咳」が全数把握に移動し、7日以内に届出が必要な疾患に変更された。
- ・平成30年1月1日付けで五類感染症の「風しん」が7日以内から直ちに届出が必要な疾患に変更された。

#### 【計画】

- ・適正で分かりやすい感染症情報、インフルエンザ患者流行状況を週一回、医師会、各行政機関、学校等へ提供を行う。

### 12.1.3 予防接種事業

#### 【事業目的】

- ・各市における定期の予防接種が安全かつ効果的に行われるよう支援する。
- ・予防接種率の維持向上が図られるよう、関係者への啓発、情報提供を行う。

#### 【現状及び課題】

- ・令和元年度は8事例の予防接種間違い報告あり。各市、医療機関で再発防止に向けて取り組まれている。引き続き、各市予防接種に係る間違いの発生防止の継続及び取り組み強化が必要。
- ・海外渡航予定者や定期の予防接種以外の接種等に関する相談対応（随時）

#### 【計画】

- ・各市における予防接種が安全かつ効果的に行われるよう支援する。
  - ①法第5条第1項に基づく、予防接種実施計画の指示  
 県南地域感染症対策協議会等を活用した普及啓発
- ・予防接種に関する適切な情報の提供
- ・予防接種に関する相談対応

### 12.1.4 肝炎対策事業

#### 【事業目的】

- ・B型、C型肝炎ウイルス検査を推進し早期発見・治療に結びつけるとともに、感染者に対する相談・治療の円滑な実施を図る。

#### 【現状及び課題】

- ・肝炎ウイルス検査の受検体制の整備と地域住民が肝炎についての正しい知識を持つよう普及啓発に取り組む必要がある。
- ・無料で受けられるB型・C型肝炎ウイルス検査を保健所のほか、利便性の向上を図り、受診機会の拡大を図るため委託医療機関でも実施。
- ・保健所での検査件数は、平成27年度：27件、平成28年度：27件、平成29年度：14件、平成30年度：39件、令和元年度：35件
- ・管内の肝炎ウイルス検査実施医療機関数は、(平成30年4月現在管内委託医療機関数：島原市：6、雲仙市：17、南島原市：16)
- ・平成27年度からウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に「長崎県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業」実施。初回精密検査は、令和元年度：2件。
- ・「長崎県肝炎治療特別促進事業」申請数(県南保健所受理)は、インターフェロン治療：0件、インターフェロンフリー治療：21件、核酸アナログ治療新規：15件・更新：175件。

- ・「長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」申請数は、1件。

#### 【計画】

- ・正しい知識の普及啓発
- ・肝炎ウイルス相談・検査体制の整備。
- ・肝炎ウイルス検査陽性者に対し、確実に専門医療機関につなげる。
- ・肝炎治療特別促進事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する申請受付

### 12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

#### 【事業目的】

- ・匿名・無料検査、相談等により、発生の予防及び蔓延の防止を図る。
- ・一般住民へ向けてエイズ・性感染症の正しい知識の普及啓発を図る。

#### 【現状と課題】

- ・検査件数は、HIV抗体検査は平成30年度：42件(全件陰性)、令和元年度：38件(全件陰性)。クラミジア抗体検査は、平成30年度：38件(うち陽性6件)、令和元年度：13件(うち陽性3件)。クラミジア抗体検査は、県下で令和元年6月から休止中。梅毒抗体検査は、平成30年度：36件(うち陽性0件)、令和元年度：35件(うち陽性1件)
- ・相談件数は、電話相談が平成30年度：39件、令和元年度：44件。来所相談が平成30年度：28件、令和元年度：54件。
- ・HIV感染の予防や早期発見に関する啓発に努める。
- ・HIV・エイズ治療方法の進歩によりHIV感染者等の長期存命が可能になったことや中高年でのエイズ発症者の増加により、患者の高齢化が進み、地域療養支援を必要とするケースの増加が予測される。平成28年度に、HIV感染者やエイズ患者の地域支援体制整備として、保健所職員、高齢者施設等職員を対象とした研修会を開催し、普及啓発を実施。H29年度も引き続き施設関係者等を対象に健康教育を実施した。今後も必要に応じて実施する。

#### 【計画】

- 1) 住民に対し、相談・検査の実施及び正しい知識の普及啓発を図る。  
関係機関や団体(医師会・歯科医師会、医療機関等)、各市、地元報道関係と連携した普及啓発活動
  - ・ポスター、パンフレット配布
  - ・検査普及週間、世界エイズデーに合わせて広報活動の強化
  - 保健所ホームページを活用した情報提供
- 2) 検査を受けやすい検査体制の検討・強化を図る。  
通常検査の随時実施  
即日検査の実施：年2回(6月：HIV検査普及週間 中止、12月：世界エイズデー)
- 3) 教育機関との連携を図り、学校現場の状況に応じた支援を行う。  
養護部会への情報提供等



## 教材や資料の提供

### 12.1.6 麻疹・風疹予防対策事業（風疹抗体検査を含む）

#### 【事業目的】

- ・発生の予防及び蔓延防止
- ・正しい知識の普及啓発

#### 【現状と課題】

- ・2015年3月27日にWHO西太平洋地域事務局により、日本は麻疹が排除状態にあることが認定されたが、その後も海外からの輸入例を発端として、集団発生事例や感染拡大などの流行は起こっている。今後、県内で発生する可能性もあるため、引き続き医療機関及び住民への普及啓発が必要である。
- ・2012(平成24)年～2013(平成25)年にかけて全国的に風疹の大規模な流行がみられた。妊婦が風疹に感染することで、先天性風疹症候群の発症が懸念される。
- ・風しんに関する追加的対策として、31年度より、特に抗体保有率が低い昭和37年度から昭和53年度生まれの男性に対し、予防接種法に基づく定期接種対象として3年間原則無料で定期接種を実施予定。
- ・風しん抗体価検査件数は、平成27年度：4件(陰性1、低抗体価3)、平成28年度：3件(低抗体価1、陽性2)、平成29年度：1件(陽性1)、30年度：36件(陰性4、低抗体価11、陽性21)、令和元年度：29件(陽性13、低抗体価14、陰性2)。検査の結果、抗体価が低い者については、任意接種を勧奨している。

#### 【計画】

- ・風しん抗体価検査の実施。
- ・住民に対し、相談・検査及び正しい知識の普及啓発を図る。
- ・発生時の積極的疫学調査の実施。

## 12.2 結核対策

### 12.2.1 結核予防対策推進事業

#### 【事業目的】

- ・感染症法に基づき、結核患者の早期発見・早期受診により感染拡大を防止し、入院勧告及び就業制限、結核医療費公費負担を適切に行い、結核患者に対し早期より適切な医療を提供する。
- ・定期健康診断の促進による結核患者の早期発見、結核患者と接触があった者に対する健康診断の確実な実施による結核の蔓延を防止する。

#### 【現状と課題】

- ・長崎県は、平成30年結核罹患率(人口10万対)が16.6であり、全国ワースト2位であった。県南保健所管内の平成30年の罹患率は、26.1と前年に比べ、0.4上がった。依然として全国、県平均よりも高い傾向にある。
- ・県南保健所管内では、新登録結核患者のおよそ82.3%が65歳以上の高齢者で占めている。そのため、基礎疾患を有する患者や副作用を併発する患者が増加している。ま

た、若年者では外国人症例も増加傾向にある。結核単独治療に加えて合併症に対する治療を含めた複合的な治療を必要とする場合も多く、治療形態が多様化、複雑化している。標準治療を原則としながらも、患者の他疾患も含めた病状に応じ、適正な結核治療が実施されるよう、結核専門部会で診査を行っている。

- ・ 県南保健所管内には結核病床がなく、感染性がある患者の多くは、諫早市など島原半島の医療機関へ入院している。
- ・ 新登録の喀痰塗抹陽性結核罹患率は8.4(人口10万対)で周囲への感染リスクが高い。
- ・ 普及啓発活動として、結核予防週間(9月24日～9月30日)に市広報誌への掲載、ポスター、チラシ等を管内医療機関と高齢者施設の271機関に配布、FMしまばら「健康ガイド」、接触者健診の対象施設職員や管内の地域ケア会議において結核の対策と現状について情報提供を行っている。
- ・ 早期発見のための定期健診として、65歳以上の高齢者に対する結核健診、学校、社会福祉施設等の従事者に対する事業所健診などがある。令和元年度は、市の結核健診受診率は28.9%と低いが、事業所健診は99.8%と高い受診率を維持している。
- ・ 患者発生時の接触者健診の受診率は、令和元年度100%(延239/239名)であった。結核のまん延防止のために、健診を確実に行っていくことが重要である。
- ・ 治療終了後の再発早期発見のための管理健診の受診率は、令和元年度100%(116/116名)であり、治療終了後の再発の有無を確実に把握していく必要がある。
- ・ 管理検診と接触者健診の胸部エックス線撮影については、医療機関7ヶ所と健康事業団の計8ヶ所に委託して実施しており、委託先との調整が困難な場合に保健所で実施している。委託医療機関受診数は172件で、管理検診72件、接触者健診100件であった。
- ・ BCG予防接種は各市が実施しており、令和元年度の接種率は、島原市81.2%、雲仙市98.1%、南島原市90.5%であり、一部、国の指針の目標値である95%に達していない。

#### 【計画】

- 1) 結核診査専門部会の開催13回/年(30日を越えない範囲で開催)
    - 適切な治療薬の選択及び治療期間の確認
    - 標準治療の徹底及び治療の進行管理
  - 2) 患者発生時の接触者健診と治療終了後の管理健診の実施(目標値:受診率95%以上)
    - 所内結核事例検討会における適切な健診計画の検討
    - 健診の受診勧奨と結果の管理
    - 委託健診の円滑な実施
  - 3) サーベイランスシステム入力 of 徹底と管内の結核情報を研修会等で還元化
  - 4) 結核の正しい知識の普及啓発を行う。
  - 5) 市等の結核対策支援
    - 結核健康診断予防接種月報の管理
    - 結核健診の受診、BCG接種率診率向上に向けた働きかけの実施
- ・ 感染性がなくなり結核病床を退院後は、地域にもどり治療を継続し完遂できるよう、結核病床を有する医療機関と地域の医療機関の連携が重要である。

## 12.2.2 結核対策特別推進事業

### 【事業目的】

- ・医療機関等と保健所との強力な連携の下に、治療中断のリスク・患者の利便性・地域の実情を考慮したDOTS事業を実施することにより患者に対する服薬支援を徹底し、患者の治療完遂を図る。  
\* DOTS とは、直接服薬確認して、結核治療を完了させる治療法のこと。  
WHO が DOTS 戦略を提唱している。
- ・感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として、結核菌の分子疫学調査を実施し、結核菌の伝播経路や集団感染を把握する。
- ・高齢者の結核が多いため、高齢者施設、医療機関、行政の地域連携強化し、患者の重症化、および感染防止を図る

### 【現状と課題】

- ・退院後の地域 DOTS 対象者へは、服薬支援ランクに合わせ、訪問 DOTS、連絡確認 DOTS を実施。単身高齢者、高齢者施設へ退院となり、DOTS ランク A 2 名、ランク B 1 名と支援が必要なケースが増えてきており、入所施設の職員や、ケアマネージャー、ホームヘルパー、家族等と連携を図り DOTS を行っている。今後も、ケースを通して継続して連携を深めていく必要がある。
- ・DOTS 実施率は 100% (33 / 33 人) であった。(令和元年度)
- ・管内は結核病床を有する指定医療機関がなく、地域 DOTS に関する認知度を高めるよう体制整備のための普及啓発が必要である。
- ・結核指定医療機関 2 病院 (日赤長崎原爆諫早病院、諫早総合病院) において、県央保健所と合同で DOTS カンファレンスを実施中。愛野記念病院で治療を受ける患者の増加に伴い、平成 29 年度中から DOTS カンファレンスを定例化した。必要に応じて他管内医療機関との DOTS カンファレンスの実施を図る。
- ・結核菌の分子疫学調査は、平成 24 年度から事業開始。28 年度に長崎県の VNTR の実施要綱が変更になり、検査の依頼の流れが変わった。また、協力医療機関及び県央保健所と協議を行い、「県央・県南 VNTR 実施マニュアル」を作成し、令和元年度は 3 件の行政検査依頼を行った。現時点で同一菌株での感染拡大は認められていない。

### 【計画】

- 1) 登録後 1 週間を目安に患者訪問を実施し、患者との信頼関係の構築、不安解消、結核治療の動機付けを行う。
- 2) 全患者に対し個別支援計画に沿った直接服薬確認 DOTS の実施  
(目標値：実施率 95% 以上)
- 3) 退院 DOTS カンファレンスへの参加及び定期的な DOTS カンファレンス (日赤長崎原爆病院・諫早総合病院・愛野記念病院) の開催により、を開催し、主治医・看護師・本人・服薬支援者とともに個別支援計画を検討する。
- 4) 県南地域結核コホート検討会を開催し、地域の結核関係者と結核対策の現状を把握し対策を検討する。
- 5) VNTR 検査の円滑な実施
  - ・定期的に行政検査依頼を実施する。

6) 高齢者関係

- ・ 高齢者施設職員向け研修会（研修希望する施設に出向いての実施）
- ・ 結核発生施設職員向け健康教育の実施

### 1 3 . 衛生上の試験及び検査に関する事項

#### 【事業目的】

- ・関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防、まん延の防止を図るとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根拠に基づく行政対応と市民に対する安全・安心を提供する。

#### 【現状と課題】

- ・試験検査は、感染症対策において腸内病原細菌検査、HIV 抗体検査(イムノクロマト法)を、浄化槽及び排水事業場排水対策と食品衛生対策において、細菌学検査、理化学検査を実施している。
- ・検査件数は、総計で、平成 28 年度は 1,469 件、平成 29 年度は 1,316 件、平成 30 年度は 2,443 件であった。
- ・平成 31 年度は、2,330 件で、内訳は、感染症対策 15 件(腸内病原性細菌検査 13 件、HIV 即日検査 2 件)、浄化槽及び排水事業場排水対策 148 件、食品衛生対策 2,167 件であった。

#### 【計画】

- ・検査機器等設備の適正な保守管理を行う。
- ・食品衛生検査施設業務管理基準(食品 G L P)の徹底による高い検査精度を確保する。

## 1 4 . その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

### 1 4 . 1 健康危機管理機能強化

#### 1 4 . 1 . 1 健康危機管理対応訓練事業

##### 【事業目的】

- ・地域における健康危機発生 of 未然防止に努め、健康危機事案発生時に迅速かつ適切に実施するため、必要な研修・訓練を行う。

##### 【現状と課題】

- ・平成 27 年度に新設された「長崎県災害時公衆衛生対策チーム(DHEAT)」について、職員の登録、研修・訓練が実施されている。
- ・災害拠点病院である長崎県島原病院の災害訓練に参加し、関係機関との連携強化に取り組んでいる。
- ・地元 3 市の災害時公衆衛生機能強化へ、協力、助言を行っている。

##### 【計画】

- 1 ) 長崎県島原病院の災害訓練に参加し、関係機関との連携強化に取り組む。
- 2 ) 医療機関を対象とした、災害時の連絡体制強化に取り組む。
- 3 ) 「長崎県災害時公衆衛生対策チーム(DHEAT)」への職員登録、研修・訓練への参加促進 登録人員 16 名以上

#### 1 4 . 1 . 2 新型インフルエンザ対策事業

##### 【事業目的】

- ・新型インフルエンザ等の発生予防及び発生時における防疫措置を適切に実施する。
- ・新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制し、地域住民が必要かつ適切な医療を受けられる体制を整備する。

##### 【現状と課題】

- ・平成 26 年度に「県南地域新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。県医療政策課と県立保健所の作業部会により、県立保健所共通マニュアルが策定(平成 29 年度)された。
- ・新型インフルエンザ特別措置法の施行に伴い、感染症協議会の専門部会の位置づけだった協議会を、平成 27 年度に独立した「県南地域新型インフルエンザ等対策推進協議会」とした。

##### 【計画】

- 1 ) 管内の地域情報や具体的対応などを整理したマニュアル別冊の整備
- 2 ) 対応訓練の実施(新たな課題の抽出と対応策の検討)

### 14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

#### 【事業目的】

- ・ 養鶏場で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ」という)が発生した場合、養鶏場従事者、防疫作業従事者並びに地域住民への感染防止に万全を期すため、防疫作業従事者等の健康管理、地域住民のための健康相談窓口の開設、心のケア等を中心とした鳥インフルエンザ対策を関係機関と連携し実施する。

#### 【現状と課題】

- ・ 平成 30 年 3 月に長崎県鳥インフルエンザ健康危機管理マニュアルが改訂された。これを受け県南保健所鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルを平成 30 年 10 月に改訂を行った。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ演習に参加
 

島原半島地域鳥インフルエンザ防疫マニュアル勉強会	4 月 5 日
県鳥インフルエンザ健康危機管理本部防疫演習	机上 10 月 15 日
	実地 なし
島原半島地域高病原性鳥インフルエンザ防疫演習	机上 なし
	実地 10 月 24 日
- ・ 備蓄資材について、令和元年度は備蓄品の消費期限切れに伴い、手指消毒薬(500 ml・12 本)(5・2 個)、エタノール含有綿(200 包入り・6 箱)の入替えをおこなったが他にも不足している資材は年度計画で購入し、万が一発生したときに備え、備蓄資材の充実を図る。

#### 【計画】

- 1) 机上及び実地演習に参加

### 14.1.4 原子力防災訓練事業

#### 【事業目的】

- ・ 原子力災害から住民の生命と健康に係る被害が発生した、または発生する恐れがある場合、迅速かつ適切に対応するため、長崎県地域防災計画(「長崎県緊急被ばく医療マニュアル(第 4 版)(平成 26 年 3 月改訂)」)に基づく訓練等に参加し、保健所の役割を確認し活動手順を習得する。

#### 【現状と課題】

- ・ 原子力防災に係る訓練や研修会に、毎年、職員を派遣している。
- ・ 有事の際は、玄海原発から半径 30 km 圏外の拠点避難所に隣接する救護所へ職員を派遣し、スクリーニング、除染、住民登録、医療救護(健康相談)、安定ヨウ素剤服用指導など原子力災害特有の被ばく医療活動に従事させるため、今後も、訓練等を通じ、役割の確認、活動手順の習得、関係機関との連携方法など危機管理対応能力の向上を図る必要がある。

#### 【計画】

- 1) 長崎県原子力防災訓練への参加

## 2) 原子力災害に関する研修会への参加

**14.2 地域保健医療対策事業****【事業目的】**

- ・ 県南地域保健医療対策協議会等を活用し、管内の保健医療の課題等に関する、関係機関との協議、合意形成、連携強化、情報共有等を行うことで、地域の医療提供体制等の構築、及び保健・医療・福祉の連携強化を図る。

**【現状と課題】**

- ・ 人口の高齢化の進展や医療資源の偏在、保健・医療・福祉に関する住民ニーズの多様化など、地域の抱える課題は多岐にわたっており、限られた人材や社会資源を効果的に活用するとともに、関係機関等との連携をさらに強化する必要がある。

## 14.2.1 圏域版 医療計画推進事業

**【事業目的】**

- ・ 長崎県医療計画に基づき、二次医療圏内の住民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

**【現状と課題】**

- ・ 県南圏域は人口の減少、流入入院患者割合 20%未満、流出入院患者割合 20%以上という現状から、国の指針により二次医療圏の設定見直しについて検討を求められている。
- ・ 県南圏域では、小児科医療機関の減少や小児科医の高齢化が進み、医師の疲弊が懸念される状況にあり、安定的な医療提供システムを構築する必要がある。
- ・ 令和元年度の県南地域保健医療対策協議会は、9月19日に開催し、第7次長崎県医療計画における医療提供体制の構築（5疾病5事業及び在宅医療）にかかる主な取組み及び今後の課題、平成30年度中における第7次医療計画 県南医療圏の施策の方向性及び成果指標（進捗管理事項）に掲げる主な取組み及び今後の課題、外来医療計画について協議を行い、保健所協議会について報告を行った。

**【計画】**

- 1) 第7次医療計画における医療提供体制の構築にかかる主な取組み及び今後の課題について  
 県南地域保健医療対策協議会において、第7次医療計画で策定された県南医療圏の施策について引続き進捗管理を行い、圏域内の保健・医療・福祉の推進を図る。また、課題や問題点を洗い出し、より良い医療提供体制を構築する。
- 2) 県南区域地域医療構想調整会議の開催。

## 14.2.2 CKD対策事業

該当なし



### 14.2.3 脳卒中地域連携推進事業

#### 【事業目的】

- ・脳卒中を発症した患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる仕組みを構築するとともに、地域において急性期から回復期、在宅療養に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築することを目的とする。

#### 【現状と課題】

- ・県南地域における脳血管疾患による死亡者数は137人で、死亡原因の第4位である(平成28年)。死亡率は102.2(長崎県99.4)である(平成28年)。
- ・脳卒中を発症した患者に速やかに適切な加療を開始するため、長崎県島原病院では平成20年5月より「脳卒中ホットライン」を開設し、救急隊やかかりつけ医へ24時間対応している。また、平成21年3月、「高次脳卒中センター」として認定されている。
- ・脳卒中地域連携推進のため、平成19年度から平成21年度まで、県南保健所(以下保健所)では、県南地域保健医療対策協議会医療部会として、「脳卒中・在宅医療検討会」を設置し、脳卒中連携パス等の協議等を行った。
- ・平成22年度からは、長崎県島原病院が、島原脳卒中地域連携研究会(以下、研究会)を設立・運営し、地域連携パスの運用を中心に急性期から回復期、維持期への切れ目のない連携体制の構築を推進しており、地域連携パスネットワークには28機関が参加している。(平成28年4月現在)。実行委員会は年6回、地域連携研究会は年3回、市民公開講座が年1回開催されている。平成26年6月から島原脳卒中ノート編集委員会を構成し、平成27年5月試作が完成、試行開始された。
- ・平成28年会則を改定し、大腿骨頸部骨折連携を含み、「しまばら地域連携研究会」に名称変更している。
- ・現在は、医療・介護連携が課題としてあがっており、平成26年度以降、保健所は在宅医療連携推進を主眼に地域課題の把握のため、研究会活動に実行委員会委員として参加し、在宅医療連携と脳卒中地域連携の相互の推進を図っている。

### 14.2.4 小児医療

#### 【事業目的】

- ・県南地域における初期小児救急について、休日診療の定着を図り、将来的には平日の時間外初期医療体制についても検討する。

#### 【現状と課題】

- ・小児科医は島原市内で開業していた医師が平成29年3月に高齢を理由に閉院したため、5名から4名となった。15歳未満人口1万人あたりと比較すると、長崎県11.5人、県央地域15.7人に比べ県南地域4.0人と少ない状況である。(算出根拠：総務省統計局、長崎県統計課・市町別年齢別推計人口 平成26年10月1日現在 15歳未満17,394人(島原市：5,966人 雲仙市：5,710人 南島原市：5,718人)及び、平成28年度 医師・歯科医師・薬剤師調査 H28年12月31日現在より 医師数 7人)。
- ・小児科医療機関の減少や小児科専門医(島原病院を除く4人)の高齢化(平均年齢70.0歳以上)が進み、医師の疲弊が懸念される状況にあり、安定的な医療システムを構築する必要がある。

- ・このため、小児の休日診療事業や島原地域小児医療学講座が実施されており、普及に努めるとともに、将来的には、休日だけでなく平日の時間外診療について、医師会・市・長崎県島原病院・県南保健所において協議を進めていく必要がある。

#### 小児の休日診療事業(小児の日曜診療所)

平成24年4月から、国の地域医療再生基金を活用して、島原病院において「小児の休日診療事業」が設置されている。 第2次・第3次地域医療再生計画事業

- ・診療時間 土曜日 18:00 ~ 日曜日 18:00
- ・診療場所 長崎県島原病院 小児科外来室(当番医を長崎大学、長崎医療センターから派遣)
- ・対象者 中学生以下の小児(内科疾患のみ)
- ・実施主体 島原市、雲仙市、南島原市、島原市医師会、南高医師会
- ・第3次地域医療再生基金の終了に伴い、平成28年4月から3市、2医師会、島原病院が協議を行い、事業を継続している。

#### 島原地域小児医療学講座

長崎大学大学院に県と島原3市との寄附で島原地域小児医療学講座を開設し、島原地域に研究拠点を設け、小児医療の向上を図る。

- ・寄附額 : 2,000万円(県1,000万円、島原3市1,000万円)
- ・期間 : 平成31年度~平成33年度(予定)
- ・研究拠点: 島原病院

本事業は平成30年度で終了予定であったことから、島原病院への小児科医師の派遣継続に向けて、県庁医療政策課、地元3市、島原病院、地元医師会と今後の対応等について連絡調整及び協議等を行った。また、県庁医療政策課から長崎大学への働きかけが行われ、また、管内3市及び島原病院においても長崎大学への要望が行われた結果、地元3市による寄付講座という形で小児科医師の派遣が継続される方向で進められることとなった。

#### 【計画】

- 1) 小児科の医療体制整備について、今後とも県・地元3市・医師会等が連携しながら取り組む必要がある。
- 2) 引き続き島原病院において小児科診療の継続ができるよう、県・地元3市・島原病院が連携し長崎大学に働きかけを行う。
- 3) コミュニティFMの放送を通じて、小児救急の初期対応や長崎県小児救急電話相談(#8000)の活用を住民に広く啓発し、小児患者の症状に応じた適切な受診が行われるように努める(令和元年度より実施)。

### 14.3 健康ながさき21推進 地域・職域連携推進

#### 14.3.1 たばこ・アルコール対策事業

##### 【事業目的】

- ・改正健康増進法の普及啓発を行い、受動喫煙対策の推進をはかる。
- ・依存症対策として、適正飲酒の普及啓発を図る。

## 【現状と課題】

- ・健康増進法の改正により、第一種施設の原則敷地内禁煙が令和元年7月1日から、第二種施設の原則屋内禁煙が令和2年4月1日から施行され、令和2年2月3日から喫煙可能室設置施設届の受付が開始した。対象となる施設への周知が必要である。
- ・平成28年度県生活習慣状況調査では適正飲酒量の認知度は目標値80%に届いていない状況で、今後も地域住民がアルコールの健康障害や適正飲酒量等の知識を持ち、行動できるよう、普及啓発をしていく必要がある。また、未成年者の飲酒についても、健康への影響やアルコール依存症になるリスクが高くなることなどについて情報提供していく必要がある。

## 【計画】

- ・改正健康増進法に関する教材貸出しや普及啓発及び関係機関への情報提供
- ・喫煙可能施設届出受理、相談等の窓口対応
- ・第一種施設の受動喫煙対策実施状況の把握
- ・保健福祉班の酒害対策との連携により、適正飲酒に関する情報発信や資料提供を実施。

## 14.3.2 がん対策事業

## 【事業目的】

- ・市・医師会と協力し、がん検診受診率の向上を推進する。
- ・「健診一声運動」を推進し特定健診・特定保健指導の受診率・実施率の向上による、地域の生活習慣病の改善に努める。

## 【現状と課題】

- ・管内の死因順位は、1位悪性新生物、2位心疾患、3位肺炎、4位脳血管疾患、5位老衰（H29年）。
- ・特定健診受診率は、島原市、雲仙市、南島原市とも県平均より高いが、各市の目標値である60%を下回っている。
- ・受診率向上に向けて市と連携した取り組みや職域へのがん検診の啓発が必要。

## 【計画】

- ・9月健康増進普及月間、10月大腸がんキャンペーン等での普及啓発
- ・地区診断に関するデータの更新と地域・職域連携推進協議会での情報共有

## 14.3.3 栄養・食生活による健康づくり事業

## 【事業目的】

- ・住民が自らの食習慣を見直し、主体的に健康づくりの実践を行なうことができるよう、「健康づくり応援の店」の登録を推進し、ヘルシーメニューの提供や健康づくりに関する情報提供を行う。

## 【現状と課題】

- ・健康づくり応援の店登録店：43店舗（令和2年3月31日現在）新規登録の店舗が少ない状況。健康的な食事が手軽に手に入る環境づくりと望ましい食事・食習慣を学ぶ教材・情報発信ツールとして住民へ普及啓発していく必要がある。
- ・欠食や栄養の偏りは特に若い世代に見られ、適切な食生活を啓発する必要がある。給食

施設における食育の推進を通して、「主食・主菜・副菜をそろえた食事」、適切な食塩摂取など普及する必要がある。

#### 【計画】

- ・健康づくり応援の店事業の推進と「ながさき健民メニュー」飲食店の普及
- ・食生活改善普及運動月間、ホームページ等を活用した普及啓発

### 14.3.4 こころの健康づくり、その他

#### 【事業目的】

- ・心身の状態を良い状態に保つためには、「適度な運動」「バランスのとれた栄養・食生活」に、疲労回復と充実した人生を目指すための「休養」を加えた取り組みが必要である。さらに十分な睡眠をとることは、ストレスと上手に付き合う要素にもなる。県民一人ひとりが、自分にあったストレス解消方法を知り、睡眠や休養の意義や必要性について理解を深め、実践できるよう普及啓発を図る。

#### 【現状と課題】

- ・平成28年度県生活習慣状況調査によると、ストレスを大いに感じた人の割合は増加しており、各個人がストレス対処法を身につけること、社会全体でストレスを減らす取り組みが求められている。
- ・平成27年度より職場の健康づくり応援事業が県事業として開始され、保健所は申込等調整の窓口となっている。事業周知を行い、職域の健康づくりを推進していく必要がある。

#### 【計画】

- ・精神保健対策（うつ・自殺予防対策等）と連携したメンタルヘルスに関する普及啓発
- ・職場の健康づくり応援事業申込事業所への啓発・情報提供を行う。

### 14.3.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

#### 【事業目的】

- ・地域保健と職域保健の連携により健康づくりの推進を図る。

#### 【現状と課題】

- ・平成18年10月より「県南圏域地域・職域連携推進協議会」を設置し、年1回開催している。特定健診・保健指導、生活習慣病の予防・重症化予防、がん検診等、管内の状況を共有し、共通理解のもと、連携体制の構築を目指している。
- ・協議会で協議された課題等の対策の実務的な検討を行う目的で「県南 圏域地域・職域連携推進協議会作業部会」を平成19年1月に設置。  
平成24～25年度は「糖尿病医療連携体制推進事業」、平成26～27年度は「事業所におけるメンタルヘルス対策」について検討。平成28年度は作業部会の開催はせず、平成27年度に実施した「事業所のメンタルヘルス対策に関するアンケート調査」の結果をもとに引き続き事業所へ向けた啓発等の取り組みを行った。
- ・28年度以降は作業部会の設置はなく、年一回の協議会の開催、各機関からの情報収集及

び共有が主な内容となっており、具体的な取り組みには至っていない。

【計画】

- ・ 県南圏域地域・職域連携推進協議会(年1回開催)

## 14.4 地域包括ケアシステムの構築

### 14.4.1 地域リハビリテーション推進

【事業目的】

- ・ 高齢になっても障害を持って、住み慣れた地域において生き生きとした生活を送るために必要な介護予防活動、リハビリテーション事業を適切かつ円滑に利用できる体制の整備を図る。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域リハビリテーション活動の推進を図る。

【現状と課題】

- ・ 県南圏域の高齢化率は36.1%であり、県平均31.9%と比較しても高い割合で推移している。また、65歳以上人口に占める要支援・要介護者の割合も圏域22.8%と県平均20.9%と比較して高い。(参考平成30年度長崎県老人保健福祉関係基礎資料)
- ・ 平成30年度からフレイル(虚弱)をテーマに各機関の役割の認識や連携強化について協議。今年度は、住民への普及啓発、フレイル対象者の把握、連携などをテーマに協議。住民への普及啓発としてチラシを作成。保健・介護分野の連携について協議をした。高齢者の自立支援を視点に含めた地域包括ケアシステム強化に向け、次年度の推進部会では地域の専門職の連携をテーマに多種職連携を取り組む必要がある。
- ・ 令和2年度は地域リハビリテーション広域支援センターを愛野記念病院、協力機関として池田病院、泉川病院、島原南高歯科医師会という体制で広域支援センター業務を実施。保健所としても広域支援センター活動をサポートしながら事業の推進を図っていく必要がある。

【計画】

- 1) 県南保健所地域リハビリテーション連絡協議会の開催(1回/年)
- 2) 県南保健所地域リハビリテーション推進部会の開催(2回/年)
- 3) 県南地域リハ広域支援センター、協力機関、保健所担当者会議の開催(2回/年)
- 4) 地域リハに関わる会議等への参加(随時)

### 14.4.2 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】

- ・ 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加が予想される。高齢者が支援や介護が必要な状態となっても、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスが継続的・一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築により、できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができることを目指す。

### 【現状と課題】

- ・ 県南地域では人口の高齢化が進み、65歳以上人口の割合は、島原半島は36.1%(長崎県全体31.9%)と高く、今後も死亡者数の増加が見込まれる。
- ・ 各市において、地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップを作成し、具体的な取組を進めているが、介護保険者が市ではなく島原地域広域市町村圏組合であること、市の担当部署も窓口が分散していること等から、各市の取組状況については違いがみられる。そのため、各市の体制や地域の実情に応じ、高齢者への支援を充実に向け市や関係機関と連携し体制の強化を図っていく必要がある。
- ・ 在宅医療介護連携については、平成27年度に島原市医師会が在宅医療相談センター、平成30年度に南高医師会が在宅医療・介護連携サポートセンターを雲仙市及び南島原市に設置され、各市に在宅医療介護推進の拠点ができた。また平成27年度から管内3市に在宅医療推進にかかる協議会及び作業部会等が設置され、各市の課題解決に向けた協議が行われている。
- ・ 保健所においては、平成27年度に管内在宅医療資源調査(病院・診療所・歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション)を実施し各市に還元した。聞き取り調査からは在宅医の負担が大きい、地域住民が在宅医療についての情報を知らない、在宅医療にかかわる人材の不足、在宅(施設を含む)看取りの体制不足等の課題が挙げられた。
- ・ 市町における地域包括ケアシステム構築支援のため医療介護連携推進事業に関する研修会を平成28年度は医師会単位で2回、平成29～31年度は管内で各1回実施した。
- ・ 平成31年より南島原市においては、市町協働計画に基づき、在宅医療・介護連携の推進を行う。(14.5市町支援事業参照)

### 【計画】

- 1) 管内市の地域包括ケアシステム構築状況の評価を把握し、長寿社会課と連携して支援の方策を検討する。
- 2) 管内3市の在宅医療・介護連携の推進を図るため、各市の課題に基づく具体的な取り組みを支援する
  - 3市の在宅医療介護連携推進協議会等に参画し、各事業への助言や支援を行う
  - 課題解決にむけた市への支援

## 14.5 情報の収集、整理および活用

### 14.5.1 地域診断

#### 【事業目的】

- ・ 平成26年3月に策定された「長崎県地域保健に関する基本指針」に基づき、地域保健の広域的・専門的かつ技術的な拠点としての保健所機能強化を目的として、平成26年度からの新たな取組みとして、「保健所機能強化事業」が実施されることになった。
- ・ その中の1つに「地域診断実践力強化事業」がある。この事業の概要は保健所で地域診断を実施し、その判断結果を元に市町支援計画を作成するというものである。

#### 【現状と課題】

- ・ 平成30年度は、南島原市の「在宅医療・介護連携推進」をテーマに地区診断を実施した。

地域診断を実施した結果、退院時の情報共有や連携についての課題が明らかとなり、連携シートの検討や多職種連携の場が設置された。

#### 【計画】

- 1) 南島原市協働計画に沿って地域診断結果を活用していく。

## 14.6 調査および研究

### 14.6.1 次世代多目的コホート研究事業

#### 【事業目的】

- ・コホート研究(長期追跡調査)により、がんや循環器病などの生活習慣病に、日本人の生活習慣・生活環境と遺伝因子(生まれながらの体質)がどのような影響を与えているかを解明する。
- ・コホート研究で得る地域情報を、対象地域となる市と協働し、住民にわかりやすい健康情報の提供を行うとともに、地域の特性にあった健康施策の展開へつなげる。

#### 【現状と課題】

- ・研究代表者 国立がん研究センター
- ・地域研究実施事務局 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科(公衆衛生学分野)
- ・研究協力機関 県南保健所
- ・対象地域および対象者 雲仙市、南島原市に住む40歳～74歳の住民
- ・ベースライン調査を、平成26年度雲仙市(7地区)、平成27年度～平成28年度南島原市(8地区)で実施、約12,000名から研究への同意を得ることができた。
- ・今後、住民結果説明会等の機会を利用し、コホート研究で得られた情報の還元を行う。
- ・また、令和元年度から実施予定の断面調査(5年後調査)の円滑な実施に向けて、地域研究実施事務局(長崎大学)と協力し、充実した研究データを得ることができるよう取り組む。

#### 【計画】

- 1) 研究結果説明会の開催(健康教育講演会：年1回予定)  
(コホートで得られた健康情報を、住民にわかりやすく提供)
- 2) 各会議等への参加及び実施への支援  
(班会議・長崎地域連携会議・関係機関打ち合わせ 等)

## 14.7 市町支援

### 14.7.1 市町支援計画事業

#### 【事業目的】

- ・県立保健所が地域の実情に応じた地域保健施策を進めていくために、直接のサービス提供者である市町と密接なコミュニケーションをとり、連携を図る体制を構築する。
- ・市町が求める支援内容を把握し、計画的かつ効果的な市町支援のあり方を検討するとともに、横断的かつ重層的な連携を図る。
- ・広域的・中長期的視点で計画を策定し市町支援を図る。

### 【現状と課題】

- ・市町は住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスを実施し、保健所は広域的、専門的かつ技術的業務を担っている。市町と保健所が情報を共有し、地域特性に応じた健康施策を共に考えていく必要がある。
- ・島原市については、平成26年度に「幼児・学童に対するフッ化物洗口実施体制の整備推進」をテーマに市と共同で地域診断を実施し、3ヵ年(平成27～29年度)の市町支援計画を策定した。島原市と協働して取組んだことで、実施率は、92%と県内平均より高く、管内他市の取り組みにも波及効果があった。
- ・雲仙市については、平成27年度に「在宅医療・介護連携推進」をテーマに地区診断を実施し、3ヵ年(平成28～30年度)の市町支援計画を策定した。地域診断をした結果、在宅等死亡割合が低いことが明らかとなり、介護施設での在宅医療や看取り体制を推進するための取組みを実施している。課題として、本人の家族への事前の意思確認の必要性、施設の管理者及び職員の意識啓発の必要性等が挙げられた。また、市の取組みとして、平成27年度から在宅医療介護連携推進協議会が設置され、地域診断で得られた課題について関係団体で協議している。
- ・南島原市については、平成30年度に「在宅医療・介護連携推進」をテーマに地区診断を実施し、3ヵ年(平成31～令和3年度)の市協働計画を策定した。医療と介護の情報共有、多職種顔の見える関係づくりを目的として、平成30年度に入退院支援連携ガイドブック(連携シート)、令和元年度に在宅医療の手引きを作成、「多職種連携勉強会」が定例開催された。

### 【計画】

- 1) 南島原市支援「在宅医療・介護連携の推進」
  - ・市在宅医療・介護連携推進協議会及びワーキング会議への参画
  - ・多職種協働学習会への参画
  - ・地域ケア会議への参画
  - ・市協働計画推進会議の開催

## 14.8 その他

### 14.8.1 原爆被爆者健康管理に関すること

#### 【事業目的】

- ・原爆被爆者援護法により被爆者手帳・健康診断受給者証を交付し、その医療費を負担する。

#### 【現状と課題】

- ・保健所の役割は、被爆者二世の健康診断受診の申込窓口である。窓口は、市役所及び保健所に設けられている。
- ・保健所を利用される人は、平成23年度以降実績がない状態である。

#### 【計画】

- 1) 被爆者二世健康診断受診申込受付(随時)